

岩手町一般廃棄物処理 基本計画

《平成 29 年度～平成 33 年度》

平成 29 年 3 月

岩 手 町

目次

第1章 計画策定の趣旨	- 5 -
1-1 計画の目的	- 5 -
1-2 計画期間.....	- 5 -
1-3 計画の位置づけ	- 5 -
1-4 計画対象区域.....	- 7 -
第2章 地域の特性	- 8 -
2-1 位置.....	- 8 -
2-2 社会環境.....	- 9 -
(1) 人口及び世帯数の推移	- 9 -
(2) 従業員数及び事業所数の推移	- 10 -
第3章 ごみ処理基本計画	- 11 -
3-1 ごみ処理の現状と課題	- 11 -
(1) 用語の定義.....	- 11 -
(2) ごみ処理の体系.....	- 12 -
(3) ごみ排出量の推移	- 13 -
① ごみ排出量の推移	- 13 -
② 家庭ごみ排出量の推移	- 14 -
③ 一人1日あたりの家庭ごみ排出量の推移	- 15 -
④ 事業系ごみ排出量の推移.....	- 16 -
(4) 資源集団回収量等の推移	- 17 -
(5) 資源化量及びリサイクル率の推移	- 18 -
(6) ごみの減量・資源化施策の現状.....	- 19 -
① 家庭ごみに対する減量化・資源化施策.....	- 19 -
a) 家庭での生ごみ堆肥化.....	- 19 -
b) 資源集団回収事業.....	- 19 -
② 事業系ごみに対する減量化・資源化施策	- 19 -
③ 普及啓発事業	- 19 -
a) ごみの分け方・出し方の周知	- 19 -
b) 全世帯回覧ちらしの作成	- 20 -
④ 不法投棄防止施策	- 20 -
(7) 家庭ごみの収集・運搬の現状	- 20 -
(8) 中間処理・最終処分場の現状	- 21 -
① 中間処理施設・最終処分場の位置及び概要.....	- 21 -
② 焼却処理量の推移	- 23 -
③ 資源化量の推移.....	- 23 -
④ 最終処分量の推移	- 24 -
(9) ごみ処理経費の推移	- 25 -
(10) 前計画の数値目標の検証.....	- 26 -

(11) ごみ処理の課題.....	- 28 -
① ごみの減量化・資源化の課題.....	- 28 -
a) 家庭ごみの減量化・資源化に関する課題.....	- 28 -
b) 事業系ごみの減量化・資源化に関する課題.....	- 29 -
② 環境学習・啓発活動に関する課題.....	- 29 -
③ 収集・運搬に関する課題.....	- 29 -
④ 中間処理・最終処分に関する課題.....	- 29 -
⑤ 環境美化に関する課題.....	- 29 -
3-2 人口及びごみ排出量の将来推計.....	- 30 -
(1) 人口の将来予測.....	- 30 -
(2) ごみ総排出量の将来予測（現状のまま推移した場合）.....	- 31 -
3-3 ごみ処理基本計画の基本方針.....	- 32 -
(1) 基本理念.....	- 32 -
(2) 基本方針.....	- 33 -
(3) 町民・事業者・本町の役割.....	- 33 -
① 町民の役割.....	- 33 -
② 事業者の役割.....	- 33 -
③ 町の役割.....	- 34 -
(4) 数値目標.....	- 34 -
(5) ごみ総排出量の将来予測（数値目標を達成した場合）.....	- 35 -
3-4 個別計画.....	- 36 -
(1) 町民による3R運動への取り組みの推進.....	- 36 -
① ごみの発生・排出抑制と資源化の推進.....	- 36 -
② 生ごみの減量の促進.....	- 36 -
③ 資源となるものの分別の徹底.....	- 36 -
④ 資源集団回収の推進.....	- 36 -
(2) 事業者による3Rへの取り組みの推進.....	- 36 -
① 適正処理の徹底による減量化・資源化の推進.....	- 36 -
② 事業者による自主的な取り組みの促進.....	- 37 -
(3) 啓発活動・環境学習の拡充.....	- 37 -
① ごみ減量・分別の情報の提供.....	- 37 -
② 環境学習の充実.....	- 37 -
(4) 適正なごみ処理・処分の実施.....	- 37 -
① 収集・運搬計画.....	- 37 -
a) 家庭ごみ収集・運搬の効率化.....	- 37 -
b) 家庭ごみ収集・運搬業務の委託.....	- 37 -
c) 家庭ごみ集積場所等の設置や維持管理に対する支援.....	- 37 -
d) 高齢者や体の不自由な人に対するごみ排出の支援.....	- 38 -
e) 安全で安心な収集・運搬事業の実施.....	- 38 -
f) 小規模事業者が排出するごみの収集方法の検討.....	- 38 -

g) 一般廃棄物収集・運搬業の許可	- 38 -
h) 一般廃棄物収集・運搬業許可業者に対する指導の強化と意見交換	- 38 -
② 中間処理計画	- 38 -
③ 最終処分計画	- 39 -
a) 最終処分場の適正な維持管理	- 39 -
④ 災害時における廃棄物の処理	- 39 -
⑤ ごみ処理広域化	- 39 -
(5) 環境美化対策	- 40 -
① 不法投棄対策の強化	- 40 -
② 環境美化の推進	- 40 -
第4章 生活排水処理基本計画	- 41 -
4-1 生活排水処理の現状	- 41 -
(1) 生活排水処理系の現状	- 41 -
(2) 生活排水処理形態別の人口の推移	- 42 -
(3) し尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移	- 43 -
(4) 生活排水の処理主体の現状	- 44 -
(5) 中間処理・最終処分の現状	- 44 -
4-2 生活排水処理の将来予測	- 45 -
(1) 処理形態別人口の将来予測	- 45 -
(2) し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測	- 46 -
4-3 生活排水処理基本計画の基本方針	- 47 -
(1) 汚水処理計画	- 47 -
(2) 排出抑制計画	- 47 -
(3) 収集運搬計画	- 47 -
(4) 中間処理・最終処分計画	- 47 -
(5) その他	- 47 -

第 1 章 計画策定の趣旨

1-1 計画の目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため策定するものです。

地球温暖化をはじめとする環境問題を解決することが、持続可能な社会の実現に不可欠であり、住民生活に最も身近な環境問題である廃棄物処理に対する住民意識が高まる中で、ごみの減量化・資源化・有効利用の促進、ごみや生活排水の適正処理などによる環境負荷の低減と廃棄物処理コストの削減が強く求められています。

岩手町(以下、「本町」という。)では、平成 4 年 7 月に改正された廃棄物処理法及び「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」(平成 7 年法律 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。)に基づき、ごみの処理における資源化・減量化、収集・運搬、中間処理及び最終処分等の項目について現状を把握し、廃棄物の適正な処理のため、「岩手町ごみ処理基本計画(平成 9 年 2 月策定)」(以下、「前計画」という。)に基づき、各年度の実施計画により、さまざまな施策に取り組んできました。

その後の廃棄物行政の変革などにより、これまでの成果を検証するとともに、社会情勢の変化、ごみ処理の現状を踏まえ、本町の一般廃棄物処理に係る今後の計画を策定し、今後 5 年間の新たな計画(以下、「本計画」という。)に改定するものです。

1-2 計画期間

本計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

なお、計画策定の前提とする諸条件に大きな変動が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法や国による各種計画に基づき、また、県の計画や本町の上位計画を踏まえ、本町の一般廃棄物処理等に関するマスタープランとして策定するものです。

なお、本計画は、ごみの処理に関する計画である「ごみ処理基本計画」と、生活排水の処理に関する計画である「生活排水処理基本計画」の 2 つの計画で構成します。

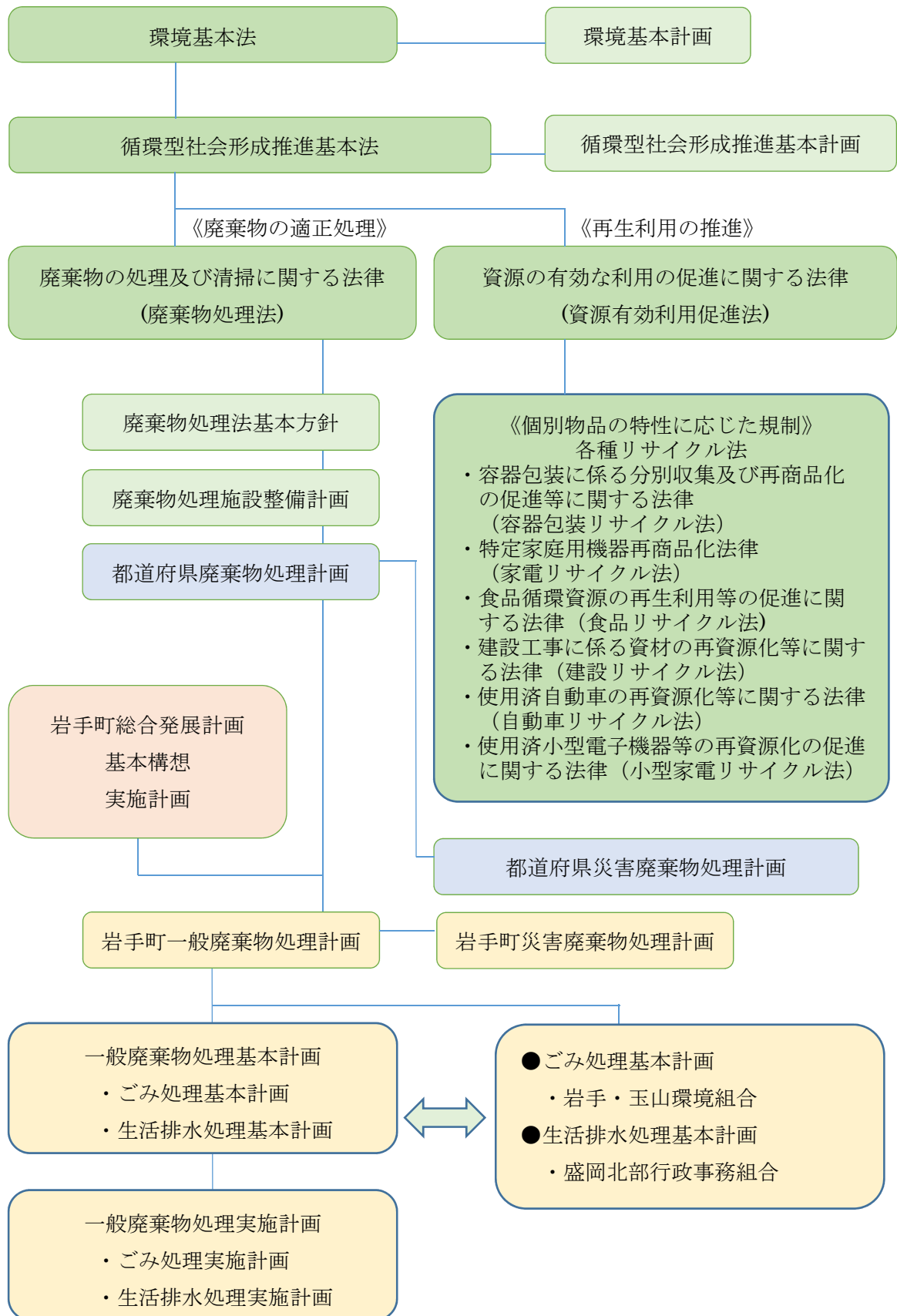


図 1-1 本計画の位置づけ

1-4 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、図 1-2 に示す本町全域とします。本町の役割は、表 1-1 の区分に応じた項目となります。



図 1-2 対象区域図

表 1-1 本町の役割

区 分		役 割	
ごみに関する 本町の役割	ごみ減量・リサイクル施策	岩手町	
	収 集 ・ 運 搬	岩手町	
	中 間 処 理	岩手・玉山環境組合	
	最 終 処 分	岩手町	
生活排水に関する 本町の役割	生 活 排 水 対 策	岩手町	
	し尿浄化槽汚泥	収 集 ・ 運 搬	盛岡北部行政事務組合
		中 間 処 理	盛岡北部行政事務組合
	最 終 処 分	岩手町	

第2章 地域の特徴

2-1 位置

本町の位置を図 2-1 に示します。

本町は、岩手県岩手郡の北部に位置し、東は葛巻町、西は八幡平市、南は盛岡市、北は一戸町に接しています。

本町は、総面積 360.46k m²であり、岩手県の面積（15,278.89 k m²）の約 2.3%を占めています。



図 2-1 本町の位置

2-2 社会環境

(1) 人口及び世帯数の推移

本町の人口及び世帯数の推移を表 2-1、図 2-2 に示します。

人口は微減傾向にあり、平成 29 年 1 月 1 日現在で 14,047 人となっています。

世帯数は微増減の傾向にあり、平成 29 年 1 月 1 日現在で 5,451 世帯となっています。

表 2-1 人口及び世帯数の推移

(単位：人、世帯)

年度	総人口	男	女	世帯数
H19	16,485	8,142	8,343	5,347
H20	16,230	7,983	8,247	5,326
H21	16,012	7,868	8,144	5,372
H22	15,684	7,687	7,997	5,406
H23	15,417	7,527	7,890	5,396
H24	15,126	7,392	7,734	5,461
H25	14,862	7,258	7,604	5,466
H26	14,602	7,154	7,448	5,465
H27	14,270	6,984	7,286	5,457
H28	14,047	6,870	7,177	5,451

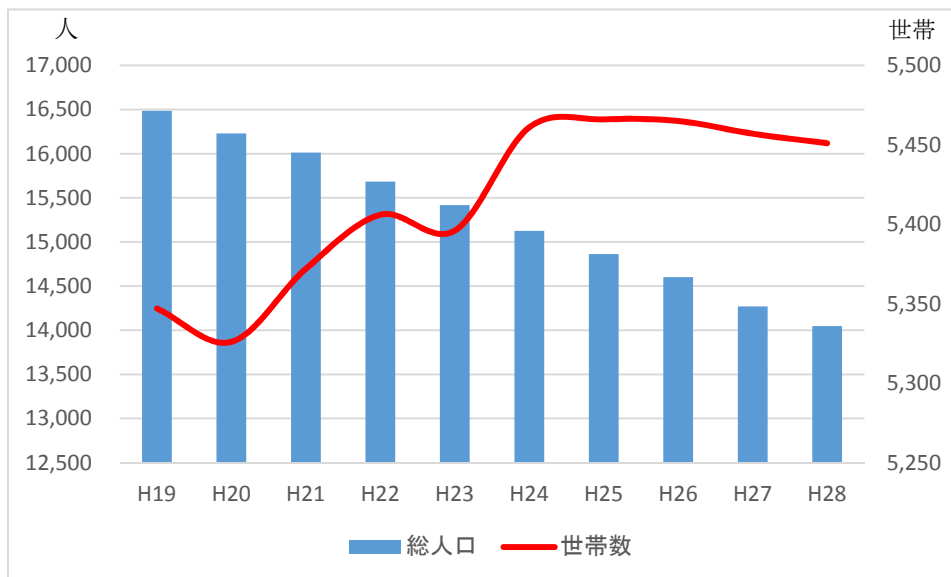


図 2-2 人口及び世帯数の推移

注) 出典：住民基本台帳(外国人登録含む)に基づく人口(各年 12 月 31 日現在)

(2) 従業員数及び事業所数の推移

本町の従業者数及び事業所数の推移を表 2-2、図 2-3 に示します。
従業者数は微減傾向にあり、平成 26 年度は 4,153 人となっています。
事業所数は微減傾向にあり、平成 26 年度で 522 事業所となっています。

表 2-2 従業員数及び事業所数の推移

(単位：人、件)

年度	従業員数	男	女	事業所数
H21	4,576	-	-	574
H24	4,407	2,415	1,992	534
H26	4,153	2,334	1,819	522

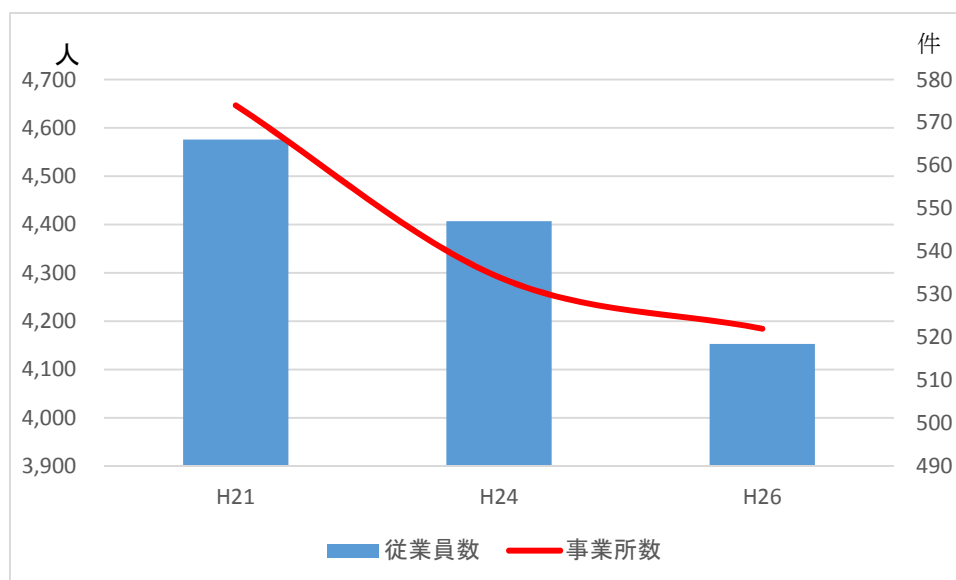


図 2-3 従業員数及び事業所数の推移

注) 出典：総務省統計局経済センサス(各年 12 月 31 日現在)

第3章 ごみ処理基本計画

3-1 ごみ処理の現状と課題

(1) 用語の定義

本計画における用語の定義を表3-1に示します。

本計画の計画対象とする廃棄物は、本町内で発生する一般廃棄物とし、以下「ごみ」といいます。

本計画では、家庭から排出されるごみを「家庭ごみ」、事業者から排出されるごみを「事業系ごみ」とします。

「家庭ごみ」は、「ごみ」と「資源」に区分し、「資源」は本町が収集を行う「行政回収」と、町内の各地区や子ども会等が回収を行う「資源集団回収」とします。

なお、家庭において生ごみ堆肥化処理機等により自己処理されているものや、事業者自らによって処理されているものなどを「潜在ごみ」としますが、発生量の把握が困難なため、目標設定等の量には含めないものとします。

表3-1 用語の定義

区 分			各用語の範囲					
ごみ	家庭ごみ	資源	資源集団回収	ごみ排出量	ごみ総排出量	家庭ごみ排出量	家庭ごみ総排出量	ごみ発生量
			行政回収 ・缶、びん、ペットボトル ・新聞、雑誌、ダンボール ・紙製容器包装(雑紙) ・紙パック、白トレイ ・衣類、小型家電 等					
	ごみ	・可燃ごみ ・不燃ごみ ・危険ごみ ・粗大ごみ 等						
	事業系ごみ	・可燃ごみ ・不燃ごみ ・粗大ごみ ・資源 等	事業系ごみ排出量					
	潜在ごみ(量の把握が困難なもの)	・生ごみ等の自家処理量 ・店舗等で回収する資源量 ・事業者の自己処理量 等						

(2) ごみ処理の体系

本町で発生する一般廃棄物の処理・処分方法の主な流れを図 3-1 に示します。

可燃ごみは、焼却施設にて焼却処理し、焼却残渣を最終処分場で埋立処分しています。

不燃ごみ及び粗大ごみは、破碎処理施設や資源化处理施設にて処理し、回収した金属等の資源物は民間業者にて资源化し、残渣は最終処分場で埋立処分しています。

びん、缶、ペットボトル、紙パック・白トレイ、危険ごみは、資源化处理施設にて処理等をした後、民間業者にて资源化し、容器包装廃棄物は容器包装リサイクル協会を通じて民間業者にて资源化しています。

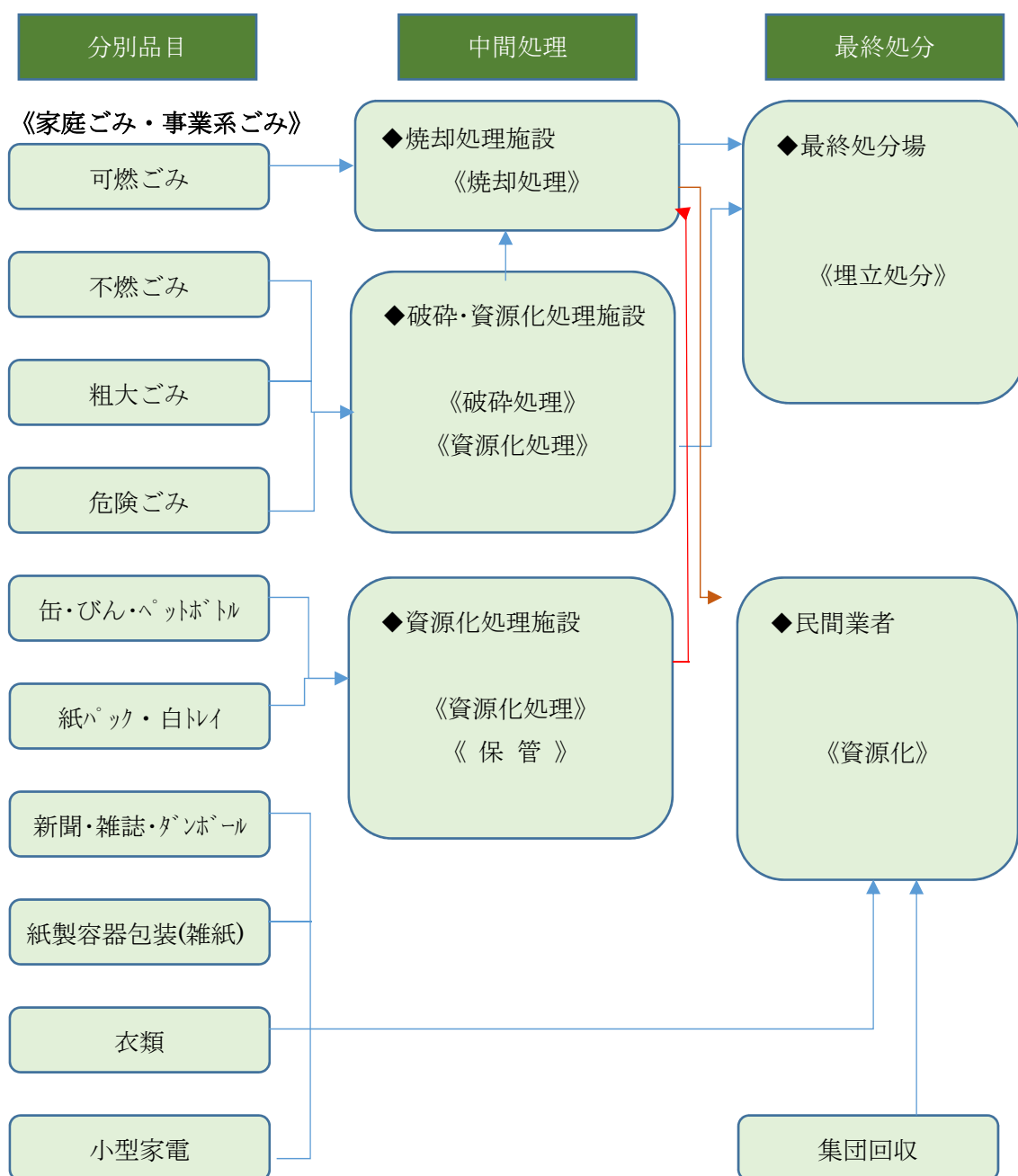


図 3-1 ごみの処理体系

(3) ごみ排出量の推移

① ごみ排出量の推移

本町のごみ排出量の推移を表 3-2 及び図 3-2 に示します。

ごみの区分ごとで見ると、家庭ごみ及び事業系ごみともに減少傾向にあり、平成 27 年度は家庭ごみが 3,375 t（平成 18 年度比 8.7 ポイント減）、事業系ごみが 790 t（平成 18 年度比 17.8 ポイント減）となっており、平成 27 年度の全体のごみ排出量は 4,165 t（平成 18 年度比 10.6 ポイント減）となっています。

表 3-2 ごみ排出量の推移

(単位:kg)

年度	排出量	家庭ごみ	事業ごみ
H18	4,656,899	3,695,299	961,600
H19	4,573,706	3,612,076	961,630
H20	4,412,122	3,575,172	836,950
H21	4,370,765	3,522,845	847,920
H22	4,275,000	3,379,990	895,010
H23	4,234,174	3,393,654	840,520
H24	4,269,808	3,499,058	770,750
H25	4,225,604	3,425,874	799,730
H26	4,169,242	3,400,312	768,930
H27	4,165,794	3,375,514	790,280

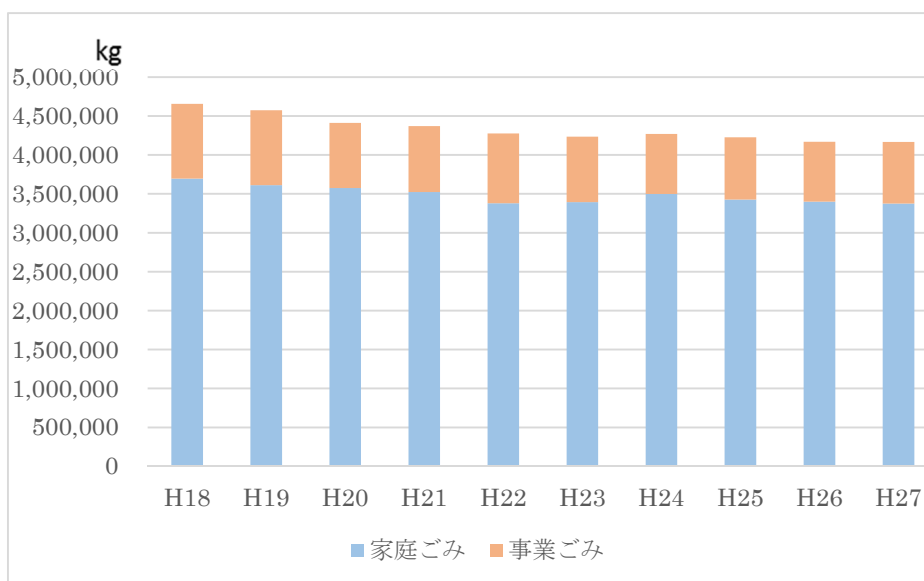


図 3-2 ごみ排出量の推移

② 家庭ごみ排出量の推移

本町の家庭ごみ排出量の推移を表 3-3 及び図 3-3 に示します。

ごみの種類ごとで見ると、一部の年度で増減の変動はあるものの概ね減少傾向にあり、平成 27 年度は可燃ごみが 2,668 t（平成 18 年度比 5.8 ポイント減）、不燃・粗大・危険ごみが 178 t（平成 18 年度比 15.1 ポイント減）、資源が 527 t（平成 18 年度比 18.8 ポイント減）となっております。

表 3-3 家庭ごみ排出量の推移

(単位:kg)

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	危険ごみ	資源	合計
H18	2,835,135	132,144	64,960	13,965	649,095	3,695,299
H19	2,786,329	119,268	42,744	10,310	653,425	3,612,076
H20	2,774,525	122,788	32,161	9,771	635,927	3,575,172
H21	2,728,313	114,719	39,026	10,665	630,122	3,522,845
H22	2,670,379	109,205	28,965	10,320	561,121	3,379,990
H23	2,660,625	131,061	41,994	12,038	547,936	3,393,654
H24	2,724,540	127,563	43,267	11,187	592,501	3,499,058
H25	2,675,476	123,754	42,548	10,930	573,166	3,425,874
H26	2,672,082	116,882	38,865	11,007	561,476	3,400,312
H27	2,668,820	121,689	45,442	11,864	527,699	3,375,514

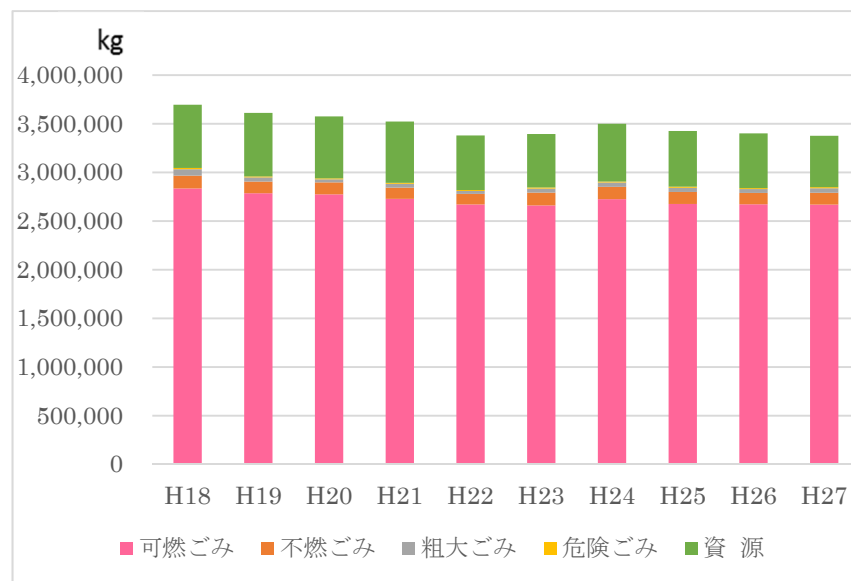


図 3-3 家庭ごみ排出量の推移

③ 一人1日あたりの家庭ごみ排出量の推移

本町の一人1日あたりの家庭ごみ排出量の推移を表3-4、図3-4に示します。

本町全域の一人1日あたりの家庭ごみ排出量(ごみと資源の合計量)は増加傾向にあり、平成27年度は646g(平成18年度比6.6ポイント増・40g増)となっています。ごみは増加、資源は減少傾向にあります。

主な種類ごとの平成27年度に対する平成18年度比は、可燃ごみ9.6ポイント増・45g増、可燃ごみ4.5ポイント増・1g増、資源4.8ポイント減5g減となっています。

表3-4 一人1日あたりの家庭ごみ排出量の推移

(単位:g/人日)

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	危険ごみ	資源	合計	資源除く計
H18	465	22	11	2	106	606	500
H19	465	20	7	2	109	602	493
H20	471	21	5	2	108	606	499
H21	470	20	7	2	109	607	498
H22	468	19	5	2	98	593	494
H23	474	23	7	2	98	604	507
H24	493	23	8	2	107	633	526
H25	492	23	8	2	105	630	524
H26	499	22	7	2	105	636	531
H27	510	23	9	2	101	646	545

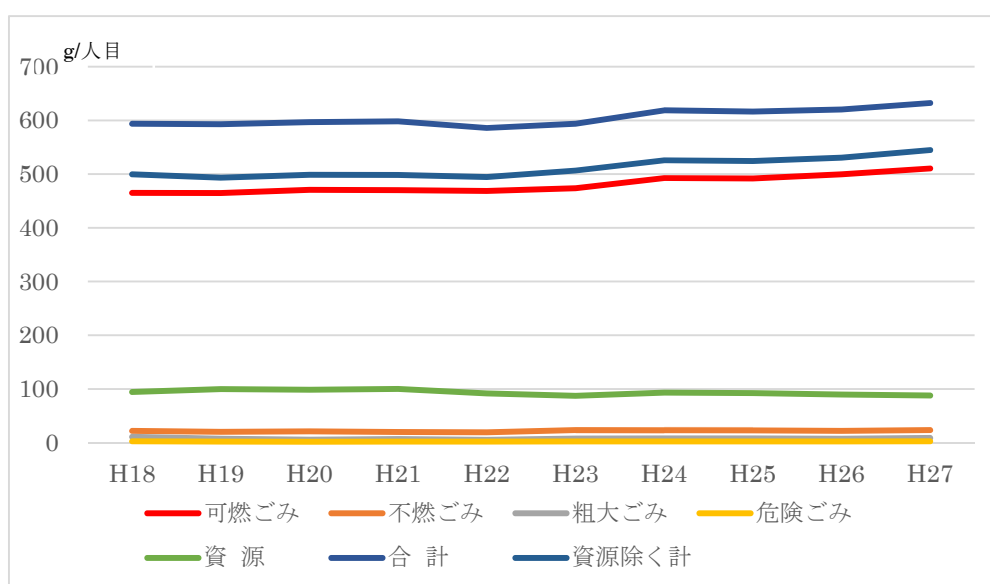


図3-4 一人1日あたりの家庭ごみ排出量の推移

④ 事業系ごみ排出量の推移

本町における事業系ごみ排出量の推移を表 3-5 及び図 3-5 に示します。

ごみの種類ごとでみると、各種類ともに減少傾向にあり、平成 27 年度は可燃ごみが 744 t（平成 18 年度比 15.5 ポイント減）、不燃・粗大・危険ごみが 18 t（平成 18 年度比 31.9 ポイント減）、資源 27 t（平成 18 年度比 47.8 ポイント減）となっています。

表 3-5 事業系ごみ排出量の推移

（単位：kg、g/人日）

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	危険ごみ	資源	合計	一人1日当たり
H18	881,599	14,886	10,526	2,097	52,492	961,600	149
H19	900,842	13,208	3,879	2,640	41,061	961,630	153
H20	779,659	13,572	3,311	2,352	38,056	836,950	136
H21	783,265	16,576	8,845	2,243	36,991	847,920	140
H22	822,847	29,131	7,791	1,912	33,329	895,010	151
H23	785,521	14,981	8,110	1,930	29,978	840,520	144
H24	726,558	10,932	3,395	1,420	28,445	770,750	134
H25	742,637	10,170	10,610	1,436	34,877	799,730	141
H26	721,296	7,389	6,418	1,328	32,499	768,930	138
H27	744,157	9,607	8,145	977	27,394	790,280	146

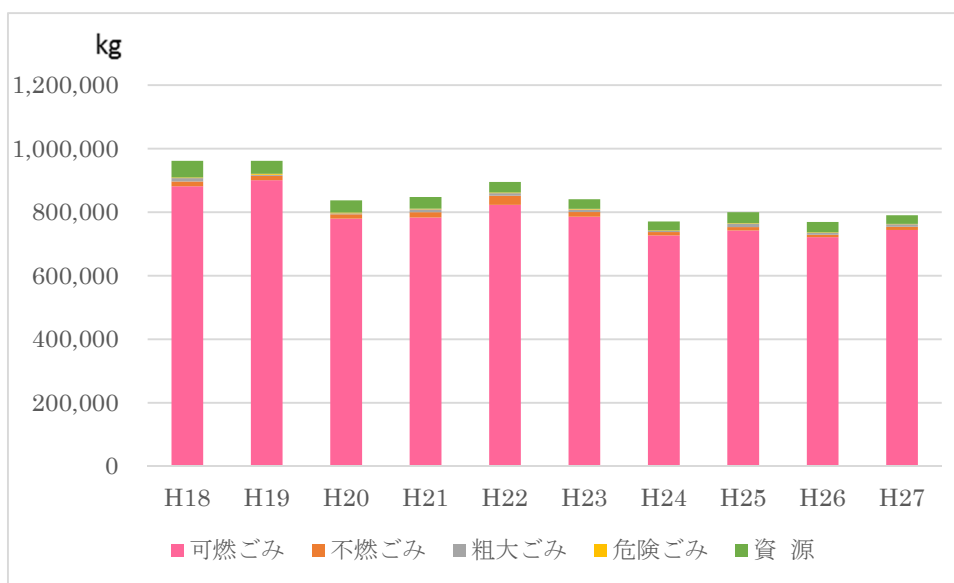


図 3-5 事業系ごみ排出量の推移

(4) 資源集団回収量等の推移

本町における資源集団回収の団体数及び資源回収量の推移を表 3-6 及び図 3-6 に示します。

岩手町資源リサイクル運動奨励補助金交付団体数は減少傾向にあります。

回収量は 39 t から 79 t の範囲で推移しており、平成 27 年度は 66 t となっています。回収量は、紙類が多くを占め新聞紙が最も多く、平成 27 年の内訳をみると総量の 80.1% を紙類が占めています。

表 3-6 資源集団回収団体数及び回収量の推移

(単位：団体、kg)

年度	団体	資源集団回収数量					合計
		新聞	雑誌	段ボール	缶	びん	
H18	36	29,645	0	2,325	5,922	36,347	74,239
H19	26	24,480	0	2,405	4,946	24,405	56,236
H20	27	27,680	0	3,845	4,134	21,023	56,682
H21	27	25,670	0	3,645	4,702	16,558	50,575
H22	24	21,875	1,850	2,640	4,355	8,800	39,520
H23	28	29,295	2,885	6,395	5,847	14,312	58,734
H24	25	40,585	5,105	9,925	7,308	15,145	78,068
H25	20	41,440	4,780	10,170	6,313	9,531	72,234
H26	21	42,870	5,900	12,940	7,220	10,882	79,812
H27	17	40,671	5,000	7,473	5,818	7,332	66,294

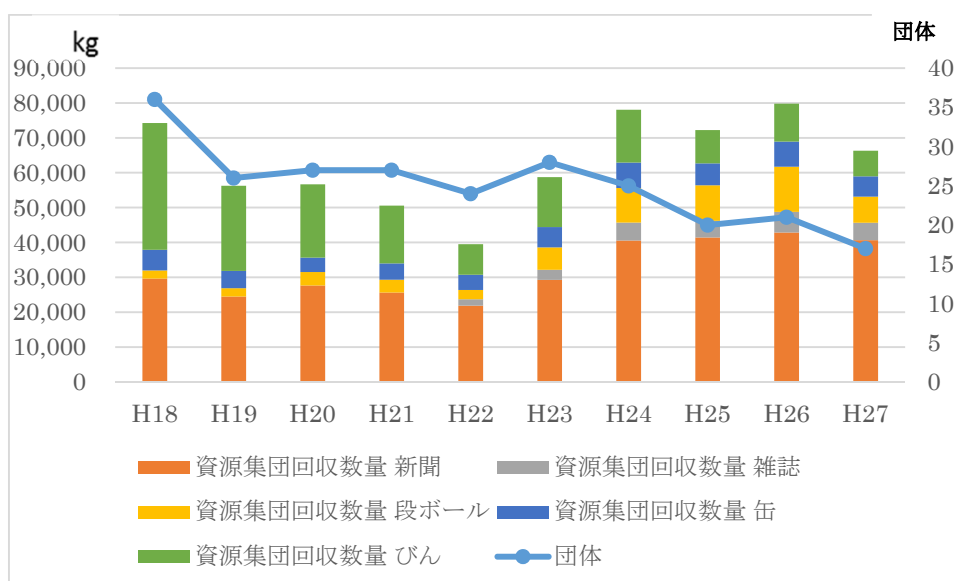


図 3-6 資源集団回収団体数及び回収量の推移

(5) 資源化量及びリサイクル率の推移

本町の資源化量及びリサイクル率の推移を表 3-7 及び図 3-7 に示します。

本町の資源化量は、減少傾向にあります。リサイクル率は、増減を繰り返しつつ、平成 25 年度以降減少傾向にあります。

本町の平成 27 年度の資源化量は 580 t、リサイクル率は 15.6%となっています。

注) リサイクル率=(中間処理後の資源化量+資源集団回収量)/ごみ総排出量

表 3-7 資源化量及びリサイクル率の推移

(単位：kg)

年度	リサイクル率	中間処理後の資源化量	資源集団回収量	合計
H18	17.6%	674,751	74,239	748,990
H19	18.1%	686,070	56,236	742,306
H20	17.8%	642,880	56,682	699,562
H21	17.9%	641,202	50,575	691,777
H22	16.6%	577,747	39,520	617,267
H23	16.1%	544,420	58,734	603,154
H24	16.9%	585,380	78,068	663,448
H25	16.7%	575,540	72,234	647,774
H26	16.5%	546,520	79,812	626,332
H27	15.6%	514,500	66,294	580,794

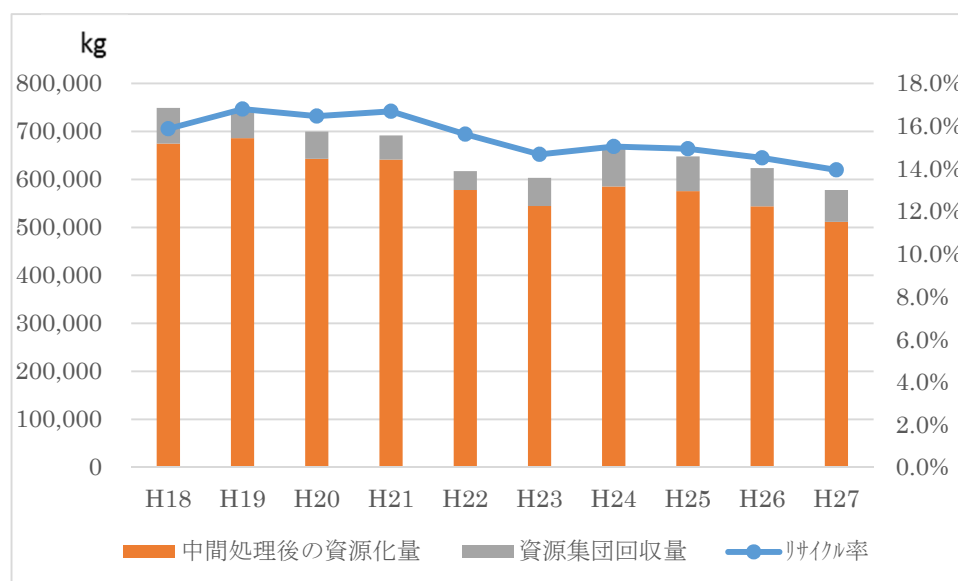


図 3-7 資源化量及びリサイクル率の推移

(6) ごみの減量・資源化施策の現状

① 家庭ごみに対する減量化・資源化施策

a) 家庭での生ごみ堆肥化

「生ごみ堆肥化及び減量化普及促進事業」として、電動生ごみ処理機（事業用を除く。）の新設及び更新設置に要する経費の一部を岩手町公衆衛生連絡協議会を通じて補助金を交付し、生ごみの堆肥化による循環利用する事業に取り組んでいます。

また、各家庭で手軽に生ごみを堆肥化できる簡易型生ごみ処理機を町民に紹介し普及を図っています。

本町の生ごみ処理補助金交付の推移を表 3-8 に示します。

表 3-8 生ごみ処理補助金交付の推移

(単位：件)

年度	電動	手動	コンポスト	合計
補助金上限	30,000 円	15,000 円	5,000 円	
H23	1			1
H24	1			1
H25	1		2	3
H26	1		2	3
H27			1	1

b) 資源集団回収事業

「資源リサイクル運動」として、町内の住民団体、子供会等が資源回収事業を実施し、ゴミの減量化運動に貢献した場合、その団体に補助金を交付し、資源の有効活用の促進に取り組んでいます。

本町の資源集団回収量の推移は表 3-6 及び図 3-6 に示したとおりです。

② 事業系ごみに対する減量化・資源化施策

ごみ受入施設の岩手・玉山清掃事業所に搬入される事業系ごみの確認を行い、不適正ごみの搬入業者に対し指導を行っています。

③ 普及啓発事業

a) ごみの分け方・出し方の周知

家庭ごみの正しい分け方・出し方を周知するため、「ごみ分別ポスター(ごみの分け方・出し方)」を全世帯に配布しています。

b) 全世帯回覧ちらしの作成

「ごみ減量・リサイクルチラシ」を全世帯回覧し、ごみ減量とリサイクル実践の呼びかけ等を行っています。

④ 不法投棄防止施策

不法投棄の未然防止等を図るため、山間部や河川敷区域を主とした地域に注意喚起看板を設置し、広報紙などによる啓発を行っています。

(7) 家庭ごみの収集・運搬の現状

本町における家庭ごみの分別区分及び収集・運搬体制を表 3-9 に示します。

家庭ごみの分別区分は、平成 26 年 9 月から衣類回収を開始し、13 区分に分別しております。

家庭ごみの収集・運搬は、町が委託する業者が行っています。

表 3-9 家庭ごみの分別区分及び収集・運搬体制

No.	分別区分	収集頻度	収集方法	収集・運搬体制	備考	
1	可燃ごみ	週 2 回	地区ステーション方式	委託	H42. 4～	
2	不燃ごみ	月 1 回	地区ステーション方式	委託		
3	粗大ごみ	年 2 回	拠点ステーション方式	委託	H9. 4～	
4	危険ごみ	月 1 回	拠点ステーション方式	委託	H9. 4～	
5	資源ごみ	新聞	地区ステーション方式	委託	H12. 4～	
6		雑誌	月 2 回	地区ステーション方式	委託	H12. 4～
7		段ボール		地区ステーション方式	委託	H12. 4～
8		ペットボトル	月 1 回	地区ステーション方式	委託	H12. 4～
9		紙パック		地区ステーション方式	委託	H12. 4～
10		白トレイ		地区ステーション方式	委託	H12. 4～
11		びん	月 1 回	地区ステーション方式	委託	H10. 4～
12		缶	月 1 回	地区ステーション方式	委託	H10. 4～
13		衣類	月 1 回	拠点ステーション方式	委託	H26. 4～

(8) 中間処理・最終処分場の現状

① 中間処理施設・最終処分場の位置及び概要

中間処理施設及び最終処分場の位置を図 3-8 に、概要を表 3-10 に示します。

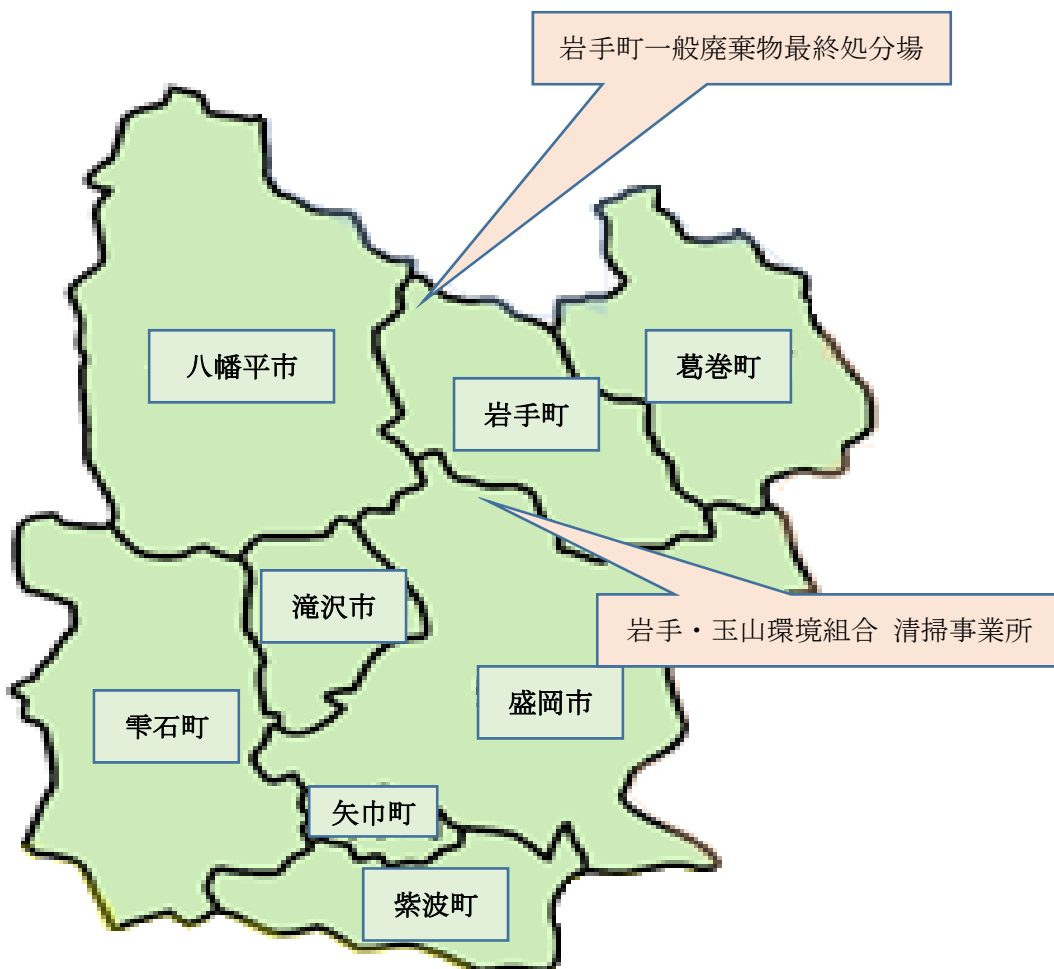


図 3-8 中間処理施設及び最終処分場の位置

表 3-10 中間処理施設及び最終処分場の概要

【中間処理施設】

◎焼却施設

施設名	岩手・玉山清掃事業所
処理区分	焼却
管理者	岩手・玉山環境組合
所在地	盛岡市寺林 54-54
処理形態	機械化バッチ燃焼式
処理能力	28 t/日 (14 t/日×2 基)
竣工年月	平成 9 年 3 月

◎不燃物・資源化処理施設

施設名	粗大ごみ処理施設	リサイクルセンター
処理区分	破碎	資源化
管理者	岩手・玉山環境組合	
所在地	盛岡市寺林 54-54	
処理形態	堅型回転式破碎処理	手選別・機械選別併用処理
処理能力	8 t /5h	手選別 2.8 t /5h 機械選別 6.5 t /5h
竣工年月	平成 9 年 3 月	平成 12 年 3 月

【最終処分場】

◎埋立施設

施設名	岩手町一般廃棄物最終処分場
処理区分	埋立
管理者	岩手町
所在地	岩手町大字五日市 3-84-58
処理形態	セル&サンドイッチ方式
処理能力	17,000 m ³
竣工年月	平成 15 年 3 月

② 焼却処理量の推移

本町から排出されたごみの焼却処理量の推移を図 3-9 に示します。

焼却処理量は平成 22 年度まで減少傾向であったが、平成 26 年度以降増加傾向にあり、平成 27 年度は 3,347 t（平成 18 年度比 8.6 ポイント減）となっています。

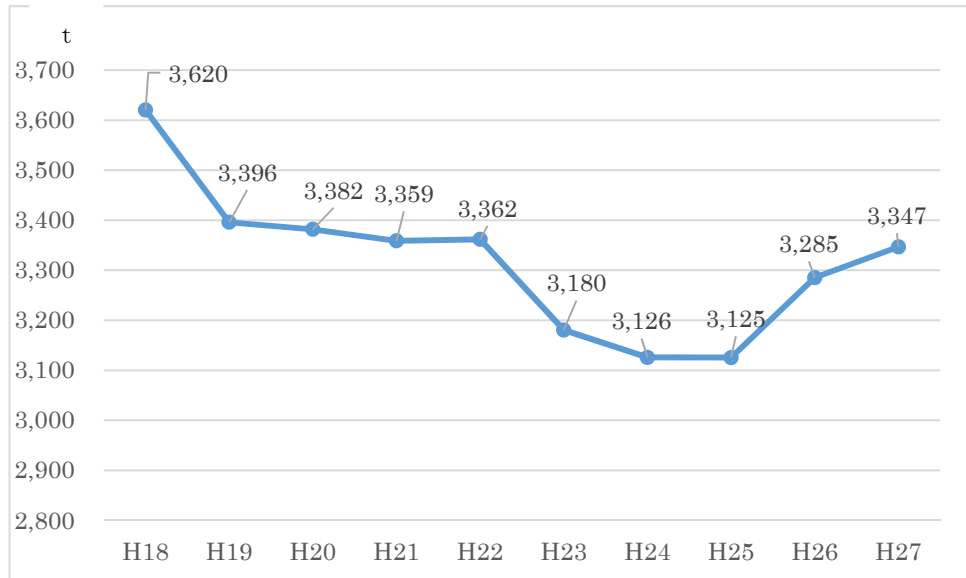


図 3-9 焼却処理量の推移

③ 資源化量の推移

本町の資源化量（施設からの搬出量）の推移を表3-11及び図3-10に示します。

本町の資源化量は、500～700 t の範囲内で、近年は減少傾向で横ばいに推移しています。

表 3-11 中間処理施設及び最終処分場の概要

(単位：t)

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
金 属 類	185	167	138	142	132	138	129	132	125	114
びんカレット類	146	140	148	136	140	118	135	126	117	114
ペットボトル類	35	37	31	36	30	32	31	35	31	33
白色トレイ類	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
紙 類	301	332	320	319	269	253	278	274	263	242
衣 類	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3
そ の 他	7	8	5	7	5	2	11	8	7	7
合 計	675	686	643	641	578	544	585	576	547	515

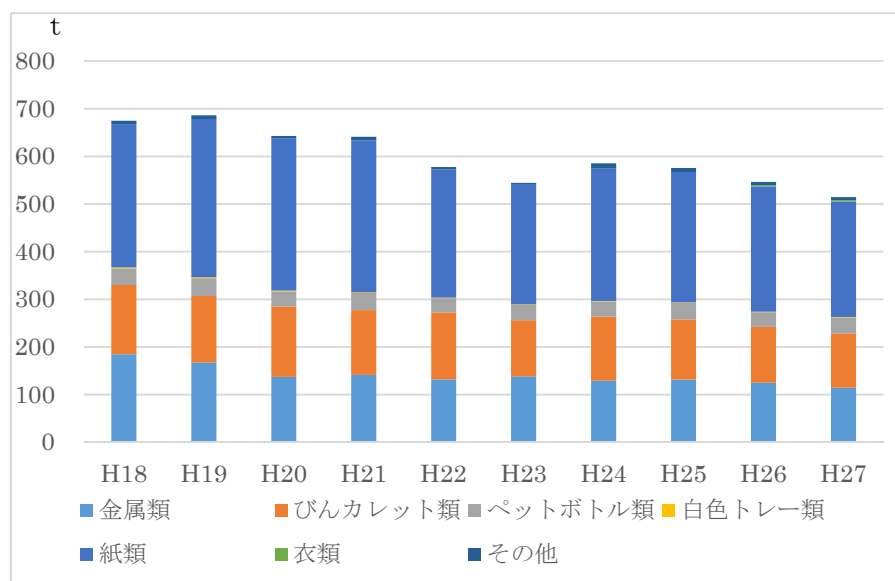


図 3-10 資源化量の推移

④ 最終処分量の推移

本町の最終処分量の推移を表 3-12 及び図 3-11 に示します。

本町は、焼却処理に伴い発生する焼却残渣、不燃・粗大ごみや資源化処理後の不燃残渣などを埋立処分により最終処分しています。

最終処分量は、平成 15 年竣工前に盛岡市玉山地区（旧玉山村）の最終処分場に搬出した分を平成 15～25 年度までに調整搬入しており、平成 27 年度は 238 m³（平成 17 年度比 57.5 ポイント減）となっています。平成 27 年度の内訳をみると、焼却残渣が 76.7%、不燃残渣等が 23.2%となっています。

表 3-12 最終処分量の推移

(単位：m³)

年度	焼却残渣	不燃残渣	覆土	残容量
H15	560	155	45	16,240
H16	676	118	45	15,401
H17	685	71	45	14,601
H18	784	71	45	13,701
H19	619	168	45	12,869
H20	621	168	45	12,034
H21	615	167	345	10,907
H22	772	161	45	9,929
H23	749	185	45	8,950
H24	719	132	800	7,299
H25	654	110	45	6,490
H26	238	27	45	6,180
H27	238	39	45	5,858

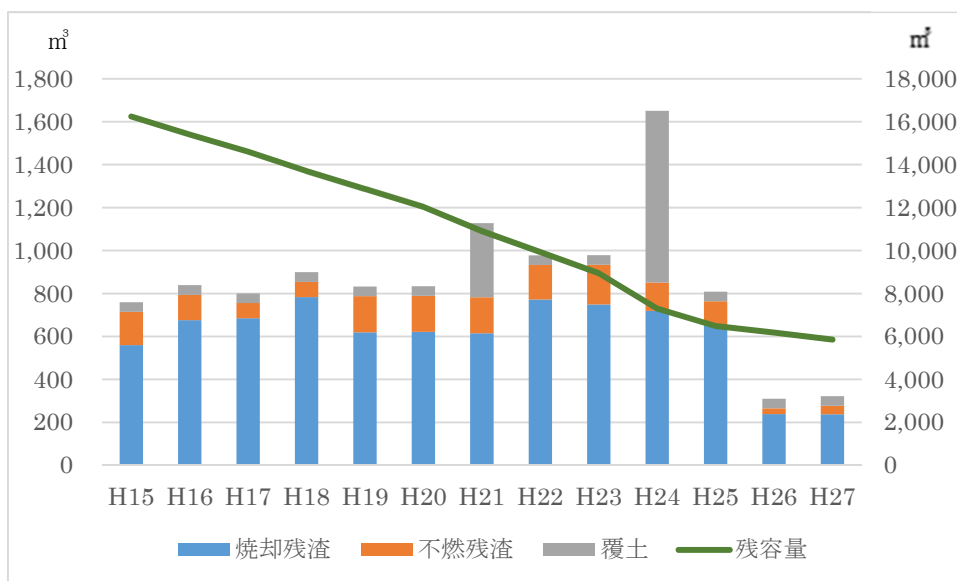


図 3-11 最終処分量の推移

(9) ごみ処理経費の推移

ごみ処理経費（減価償却費除く）の推移を表 3-13 及び図 3-12 に示します。

平成 27 年度のごみ処理経費は約 2 億円で、町民一人あたりの経費に換算すると 14,910 円になります。ごみ処理経費は、収集運搬の民間委託費や施設維持修繕費が減少傾向にあり、平成 18 年度に対し約 27.8 ポイント減少しています。

一方で施設の老朽化に伴う修繕費が継続的に生じている状況にあります。

表 3-13 ごみ処理経費の推移

(単位：千円)

年度	収集・運搬	中間処理	最終処分	その他	合計
H18	231,747	36,068	22,027	301	290,143
H19	237,029	36,248	17,134	330	290,741
H20	230,873	31,448	19,961	353	282,634
H21	231,216	31,448	21,753	564	284,980
H22	230,076	25,183	23,408	383	279,051
H23	213,389	25,004	21,704	422	260,518
H24	145,450	21,000	24,345	413	191,208
H25	216,540	21,000	22,822	882	261,243
H26	146,706	22,032	29,243	379	198,360
H27	155,845	22,032	27,817	3,741	209,435

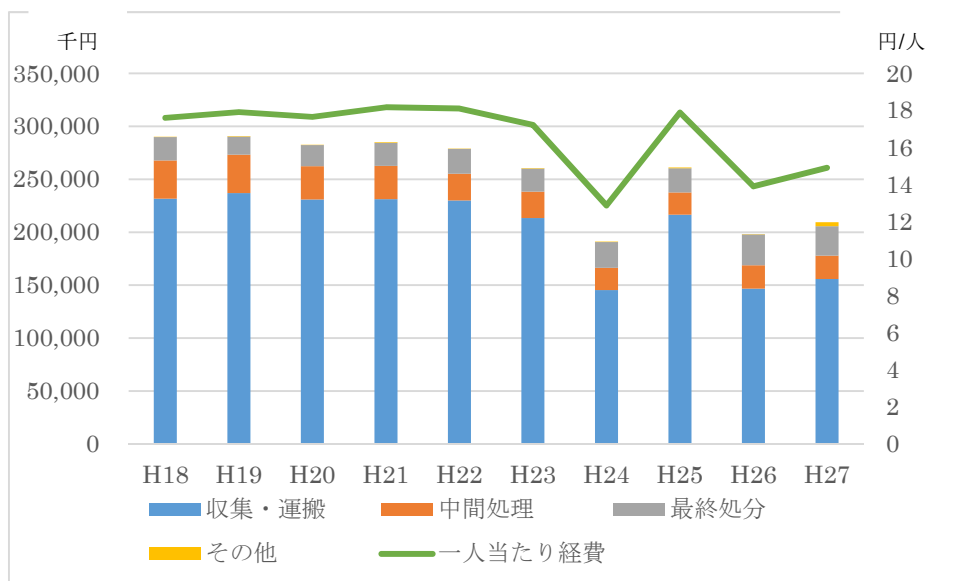


図 3-12 ごみ処理経費の推移

(10) 前計画の数値目標の検証

前計画の数値目標と実績の推移を表 3-14 及び表 3-15、図 3-13 及び図 3-14 に示します。

前計画では、平成 23 年度を目標年度として減量化率 20%、資源化率 20%とし、一人 1 日あたりのごみ排出量を 424t、資源化率を 20%にするという目標を定めました。

平成 23 年度の一人 1 日あたり排出量の実績は、ごみ排出量が 497 t/日（平成 7 年度比 6.4%減）と目標達成に至らず、平成 27 年度の一人 1 日あたり排出量の実績は、ごみ排出量が 534 t/日（平成 7 年度比 0.5%増）と目標達成に至らず、平成 24 年度以降増加している状況にあります。

一方、資源化率（リサイクル率）は、微減傾向にあり、平成 23 年度実績で 16.1%であり、目標まで 3.9 ポイントと目標の達成に至らず、平成 27 年度実績で 15.6%と目標達成に至らず、平成 25 年度以降は減少している状況にあります。

表 3-14 ごみ排出量及び家庭ごみ排出量の状況

年度	ごみ総排出量		一人1日当たり家庭ごみ排出量	
	実績(日/t)	目標度	実績(g/人日)	目標度
H7	7.01	-	531	-
H18	10.59	51.0%	487	-8.4%
H19	10.46	49.3%	484	-8.8%
H20	10.11	44.2%	491	-7.5%
H21	9.98	42.4%	490	-7.8%
H22	9.95	41.9%	488	-8.2%
H23	9.84	40.4%	497	-6.4%
H24	9.83	40.3%	516	-2.8%
H25	9.73	38.8%	514	-3.1%
H26	9.64	37.5%	521	-1.8%
H27	9.71	38.5%	534	0.5%

※資源ごみ排出量を除く

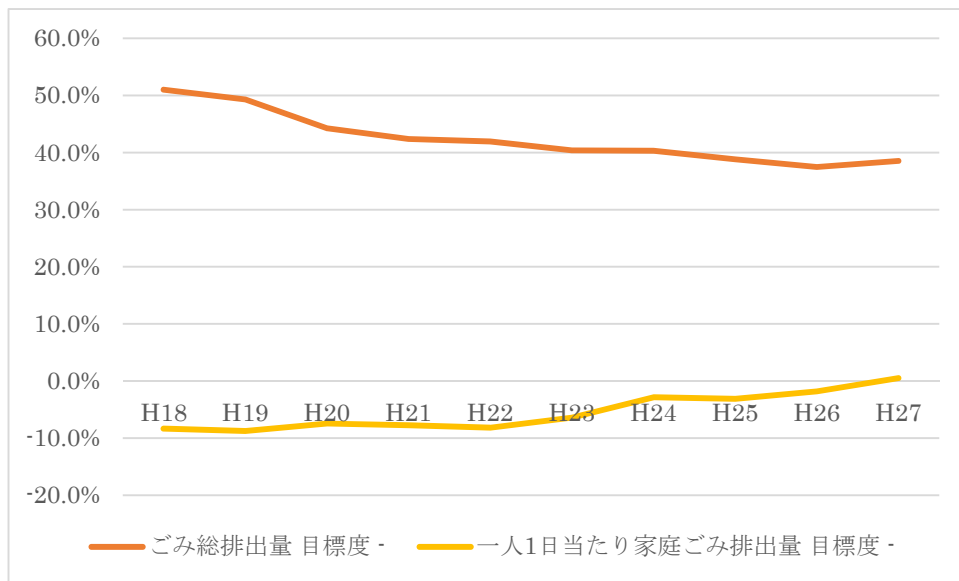


図 3-13 ごみ処理減量率の状況

表 3-15 資源化（リサイクル）率の状況

年度	H7	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
リサイクル率	未実施	17.6%	18.1%	17.8%	17.9%	16.6%	16.1%	16.9%	16.7%	16.5%	15.6%

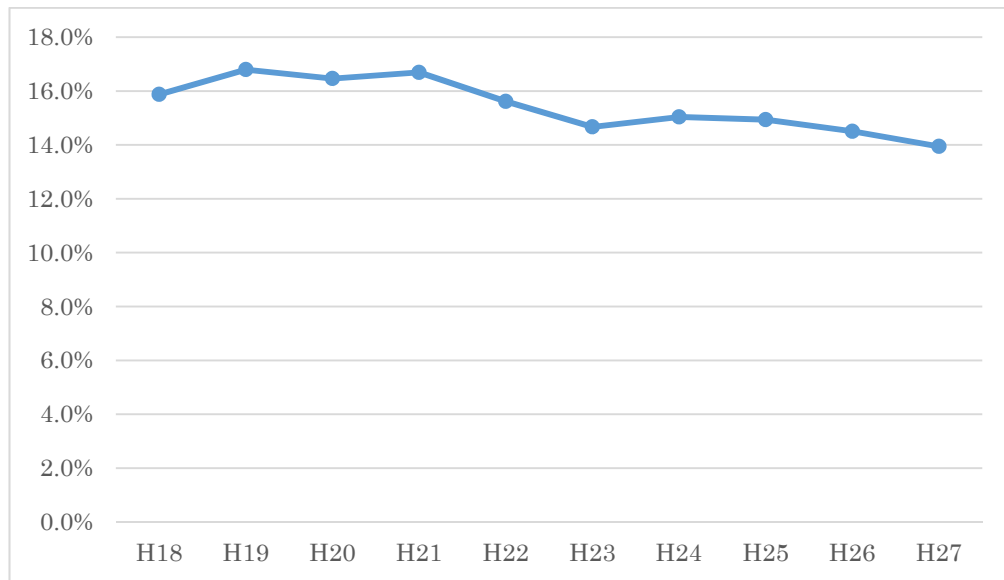


図 3-14 資源化（リサイクル）率の状況

(11) ごみ処理の課題

① ごみの減量化・資源化の課題

a) 家庭ごみの減量化・資源化に関する課題

- ・ 本町の家庭ごみの排出量は微減傾向にありますが、平成 26 年度の一人 1 日あたり家庭ごみ排出量は、岩手県平均 668 g、人口同規模（1～2 万人）平均 634 g に比較すると、本町は 636 g で県内平均より低い状況にあるものの、より効果的な減量対策を講じる必要があります。
- ・ 可燃ごみに重量割合を占める生ごみの減量対策を講じる必要があります。
- ・ 資源となるものを適正な分別区分で排出するよう周知徹底を図る必要があります。
- ・ 資源集団回収による効率的な資源化を目指し、活動の活性化を図る必要があります。
- ・ 新たな資源化手法の導入に向けた取り組みや調査・検討を行う必要があります。

b) 事業系ごみの減量化・資源化に関する課題

- ・ 事業系ごみの排出量は減少傾向にありますが、平成 26 年度の一人 1 日あたり事業系ごみ排出量は、岩手県平均 298 g、人口同規（1～2 万人）平均 205 g に比較すると、本町は 143 g で県内平均より低い状況にあることから、排出事業者自らの責任による適正処理・資源化を継続して推進する必要があります。

② 環境学習・啓発活動に関する課題

- ・ ごみの減量・資源化に関する意識の向上を図るため、環境に関する教育やイベントの充実、より分かりやすい情報の提供を図る必要があります。

③ 収集・運搬に関する課題

- ・ 家庭ごみの収集・運搬体制の効率化を図り、町民のニーズに応じるとともに経費の削減を図る必要があります。

④ 中間処理・最終処分に関する課題

- ・ 施設の老朽化により、施設修繕費の増加や、処理効率の低下等の影響が生じていることから、施設の更新も視野に入れながら、適正な維持管理を継続する必要があります。
- ・ 環境負荷の少ない効率的な処理を継続して行う必要があります。

⑤ 環境美化に関する課題

- ・ 依然として後を絶たない不法投棄への対策を講じる必要があります。

3-2 人口及びごみ排出量の将来推計

(1) 人口の将来予測

本町の人口の将来予測を表 3-16 及び図 3-15 に示します。

本計画においては、コーホート・トレンド法による将来人口推計を行い、平成 33 年度の人口を 12,403 人と予測しています。

表 3-16 将来人口予測

(単位：人)

年度	男	女	計
H28	6,800	7,092	13,892
H29	6,658	6,939	13,597
H30	6,517	6,784	13,301
H31	6,376	6,625	13,001
H32	6,233	6,466	12,699
H33	6,093	6,310	12,403

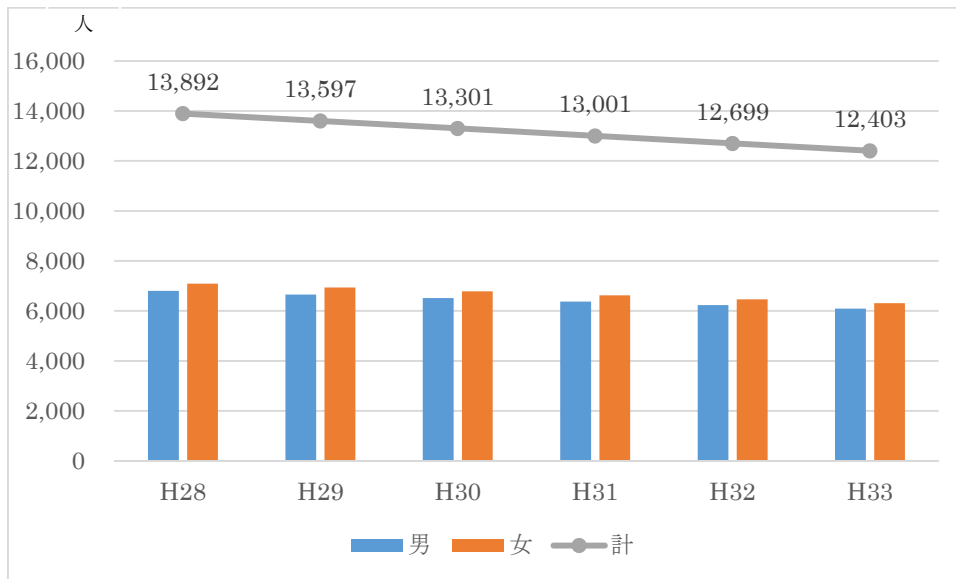


図 3-15 将来人口予測

(2) ごみ総排出量の将来予測（現状のまま推移した場合）

本町のごみ総排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）を表 3-17 及び図 3-16 に示します。

平成 22 年度以降のごみ総排出量の推移や人口の将来予測から、現状施策のまま推移した場合の平成 33 年度のごみ総排出量を 3,848 t（平成 27 年度比 8.6%減）と予測しています。（※平成 29 年度雑紙分別回収実施含む）

表 3-17 ごみ総排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）

（単位：t/年）

年度		家庭ごみ	事業系ごみ	合計
実績	H23	3,394	841	4,235
	H24	3,499	771	4,270
	H25	3,426	800	4,226
	H26	3,400	769	4,169
	H27	3,376	790	4,166
推計	H28	3,323	752	4,075
	H29	3,294	740	4,034
	H30	3,264	728	3,992
	H31	3,231	715	3,946
	H32	3,196	701	3,897
	H33	3,160	688	3,848

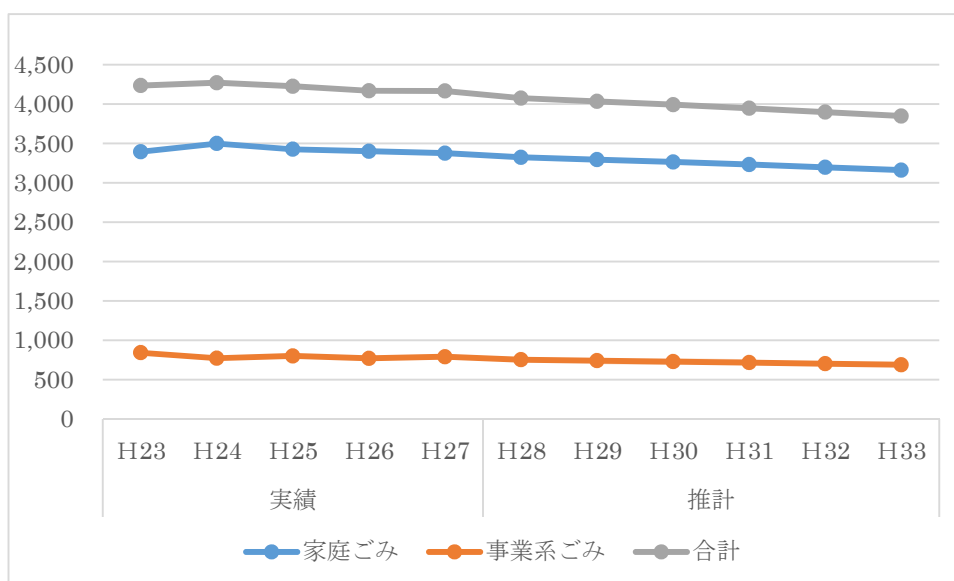


図 3-16 ごみ総排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）

3-3 ごみ処理基本計画の基本方針

(1) 基本理念

岩手町一般廃棄物処理基本計画の上位計画である本町の総合発展計画（計画期間：平成23～32年度）において、岩手町の将来像を『めぐみの大地 笑顔が結ぶ ひと輝く健康福祉の いわてまち』と設定し、施策の大綱として次の5つを掲げています。

大綱1 やさしさと連携による医療・保健・福祉の充実

大綱2 活力と安心を創造する産業振興

大綱3 子どもが輝き、大人がともに学びともに楽しむ教育・文化・スポーツの推進

大綱4 機能的連携を促進する社会基盤の整備

大綱5 安全で快適な生活環境の整備

このことから、本計画においては「大綱5 安全で快適な生活環境の整備」中、主要施策とする「循環型社会の促進とごみの減量化促進」を基本理念に掲げることとします。

現在の資源の大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活は、循環型地域社会に悪影響を及ぼし、資源の枯渇や廃棄物処理問題を引き起こしていることから、町民・事業者・町の協働により、ごみの発生・排出抑制（Reduce）、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3Rに取り組むとともに、効率的なごみ処理を推進することにより、「循環型地域社会」を形成し、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する必要があります。

将来にわたって町民が健康で文化的な生活を享受できるようにするために、健全な財政運営との両立を図りながら、「循環型社会の促進とごみの減量化促進」の実現を目指します。

(2) 基本方針

基本理念に基づき、資源を大切にし、地球環境の保全に貢献し、循環型社会の促進とごみの減量化を促進するため、次の3つの基本方針を掲げます。

方針① ごみ減量化・3R運動の促進

町民・事業者・本町がそれぞれの役割を認識して、環境に配慮した高い意識をもった行動により、ごみの発生・排出をできる限り減らすごみの減量化を目指します。

また、町民・事業者・本町それぞれが取り組み、相互に連携して行動することにより、3R〔排出抑制(Reduce)・再利用(Reuse)・再生利用(Recycle)〕運動を推進し、循環型地域社会の形成を目指します。

方針② 廃棄物関係施設の適正な維持管理

廃棄物の効率的な処理の推進を図り、環境負荷をできる限り軽減する処理体制を築くとともに、安全で安定した廃棄物の最終処分を目指します。

方針③ 県央ブロックごみ処理広域化事業の推進

経済性と環境負荷の軽減の観点から、地域の実情に応じたごみ処理の広域化による効率的なごみ処理体制の構築を推進します。

(3) 町民・事業者・本町の役割

廃棄物の発生・排出抑制、循環的利用及び適正処理を推進し、循環型地域社会の形成を実現するためには、町民、事業者、町の適切な役割分担による主体的な取り組みとして、「3R運動」の展開などにより各種関係団体も含めた各主体間の連携や協働を推進します。

① 町民の役割

町民は、廃棄物処理や資源の枯渇による環境問題に対し自ら関心を持ち、ごみの発生抑制に資する3R運動やごみ処理についての理解を深め、日常生活において3Rを基調としたライフスタイルを実践するとともに、本町が実施する施策や関係団体と地域住民と連携・協働しながら積極的に協力、参加することが求められます。

② 事業者の役割

事業者は、事業活動における生産・加工・流通・販売・排出等の全ての過程において廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用に努め、環境に配慮した取り組みを実践します。

また、ごみの処理にあたっては、積極的に資源化に取り組むとともに、やむを得ず発生するごみは自己の責任において、適正な処理を確保することが求められます。

③ 町の役割

本町は、町民・事業者の一般廃棄物の排出抑制に関し、ごみの減量化・資源化、環境問題への関心を高め、具体的な行動を推進するために、普及啓発や情報提供、環境学習等により 3 R 運動を推進します。

また、分別収集の推進や収集方法の改善等に取り組むなど、本計画の目標達成に向けて、一般廃棄物の発生・排出抑制、循環的利用及び適正処理を推進するなどの施策を展開することにより、循環型地域社会の形成を推進します。

一般廃棄物処理施設の長寿命化を含め、適正な中間処理及び最終処分を維持・確保するとともに、経済性と環境負荷の軽減の観点から、県央ブロックごみ処理広域化による効率的なごみ処理体制の構築を推進します。

(4) 数値目標

基本方針に基づく各種施策の進捗状況を定量的に把握・評価するため、ごみの減量化等に関する数値目標を表 3-18 のとおり設定します。

町民一人 1 日あたりごみ排出量は、平成 27 年度家庭ごみ・事業系ごみの実績に対し、平成 33 年度はそれぞれ 5%削減を目指します。

リサイクル率は、県計画並みに 21.0%を目指します。

表 3-18 数値目標

目 標 項 目		平成 27 年度	平成 33 年度	比較	比率	県計画(H32 参)
町民一人 1 日あたり	ごみ排出量	691 g	656 g	△35 g	△5%	911 g
	家庭ごみ排出量	545 g	517 g	△28 g	△5%	633 g
	事業系ごみ排出量	146 g	139 g	△7 g	△5%	278 g
リサイクル率（資源化率）		15.6%	21.0%	5.4 割合	34%	20.6%
最 終 処 分 量		329 t	314 t	16 t	△5%	47.4 千 t

(5) ごみ総排出量の将来予測（数値目標を達成した場合）

家庭ごみ及び事業系ごみに関する数値目標を達成した時のごみの総排出量の推移を表 3-19 及び図 3-17 に示します。

表 3-19 ごみ総排出量の将来予測（数値目標を達成した場合）

（単位：t）

年 度		家庭ごみ	事業系ごみ	合 計
実績	H23	3,394	841	4,234
	H24	3,499	771	4,270
	H25	3,426	800	4,226
	H26	3,400	769	4,169
	H27	3,376	790	4,166
推計	H28	3,257	759	4,016
	H29	3,190	735	3,926
	H30	3,128	712	3,840
	H31	3,065	689	3,754
	H32	3,048	676	3,724
	H33	2,967	650	3,618

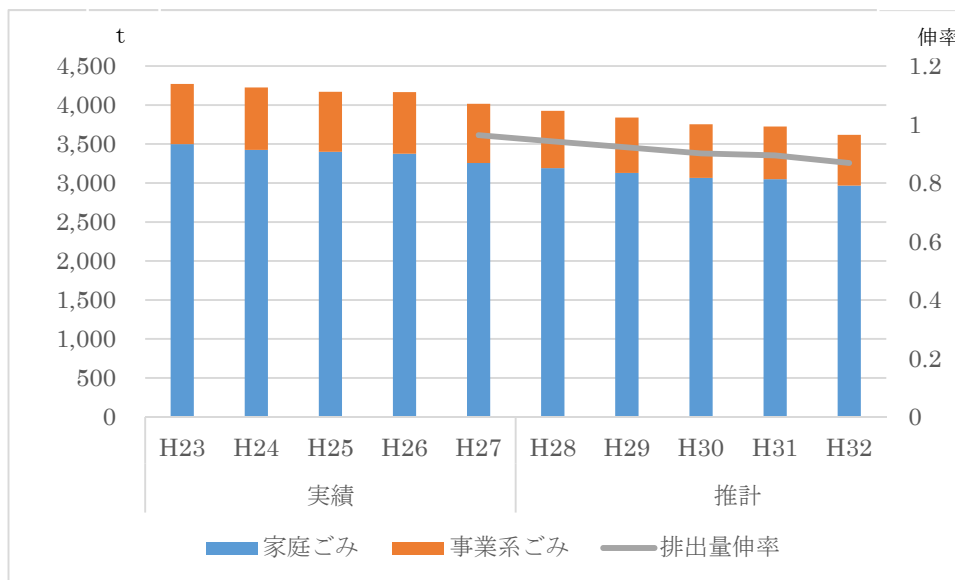


図 3-17 ごみ総排出量の将来予測（数値目標を達成した場合）

3-4 個別計画

(1) 町民による3R運動への取り組みの推進

① ごみの発生・排出抑制と資源化の推進

持続可能な社会の実現に向け町民1人ひとりが環境に配慮した意識を持ち、ごみの発生を抑制するため、「もったいない・3R運動」を展開し、3Rを基調としたライフスタイルの定着、買い物マイバッグの利用促進、リサイクルショップの活用や再生品利用の促進等、各種啓発に取り組みます。

② 生ごみの減量の促進

家庭から排出されるごみ量の多くを生ごみが占めており、家庭ごみの減量を図るためには、生ごみ対策が極めて効果的であることから、次の施策を展開し減量を図ります。

- ・ 生ごみの水切りなどの減量や食品ロス削減による効果（腐敗や悪臭の抑制、収集・運搬や焼却処理に係る温室効果ガスの排出量や経費の削減、集積場所の清潔保持等）や啓発を行い、家庭での取り組みを促します。
- ・ 手軽に取り組める生ごみ処理機器の情報を提供し、機器の購入費用助成により継続支援します。

③ 資源となるものの分別の徹底

やむを得ず排出されるごみのうち、可能な限り「資源化」に努める必要があります。

このため、資源化できるものを正しい分別区分で排出できるようより分かりやすい周知・啓発を行ないます。

また、本町が回収する資源に限らず、製造・販売業者等が回収する資源の情報を積極的に提供し、町民の協力を促します。

④ 資源集団回収の推進

資源集団回収は、資源化に対する意識の向上、環境学習や地域交流の場として有効であることから、町内の住民団体、子供会等に資源化の取り組みを促し、実施団体に資源リサイクル運動奨励補助金により継続支援します。

(2) 事業者による3Rへの取り組みの推進

① 適正処理の徹底による減量化・資源化の推進

事業活動に伴って生じた廃棄物は、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に区分され、それぞれ自らの責任において適正に処理することが法律で義務付けられています。

適正排出・適正処理を実現するため、事業者が産業廃棄物も含めた総合的な処理方法を熟知する必要があることから、岩手・玉山環境組合において、処理施設に搬入される事業系ごみの内容確認を行い、適正な処理を行っていない事業者に対し指導を行います。

また、一般廃棄物収集・運搬業者の協力を得るなどして、事業者に対し適正な排出

区分の周知を図るとともに、排出区分ごとの適正な処理方法の指導を行います。

資源化が可能なものは、民間の処理業者によるリサイクル処理を行うよう自主的な取り組みを促します。

② 事業者による自主的な取り組みの促進

製造・販売事業者によるびん・缶・ペットボトル等の自主回収を促し、事業者自らによるごみの減量化・資源化を推進します。

(3) 啓発活動・環境学習の拡充

① ごみ減量・分別の情報の提供

ごみの減量や資源化（3R運動）を促進することの意義や取り組むべきこと、ごみの処理に係る経費などの情報を分かりやすいかたちで提供し、町民や事業者による具体的な行動を促します。

② 環境学習の充実

町民の環境に対する意識を高めることは特に重要であることから、分かりやすい環境学習用の教材を作成・提供し、出前講座を通じて継続的な環境学習の充実を図ります。

また、岩手・玉山環境組合清掃事業所と連携し、ごみ処理の現状を理解し、ごみの減量・分別に対する町民の意識を高めるために、清掃関連施設の見学を積極的に受け入れます。

(4) 適正なごみ処理・処分の実施

① 収集・運搬計画

a) 家庭ごみ収集・運搬の効率化

民間委託による家庭ごみ収集・運搬業務を推進し、収集・運搬の合理化、効率化等の調査・研究をします。

また、収集区域のごみの排出量等を比較・検証し、地域に応じたごみの減量・資源化対策につなげます。

b) 家庭ごみ収集・運搬業務の委託

家庭ごみ収集・運搬業務の民間委託により安全で確実な収集・運搬体制を構築し、町民サービスの向上を図ります。

c) 家庭ごみ集積場所等の設置や維持管理に対する支援

自治振興会が行う家庭ごみ集積場所の保管庫設置及び維持管理にかかる費用に対し、保管庫の安価な購入斡旋や補助金により継続支援します。

d) 高齢者や体の不自由な人に対するごみ排出の支援

高齢者や体の不自由な人の単身世帯など、ごみを集積場所へ持ち出すことが難しい世帯には、岩手町あいネット事業の自治振興会と連携して収集体制の構築を図ります。

e) 安全で安心な収集・運搬事業の実施

町民にスプレー缶やライター等の危険ごみの正しい排出方法を周知し、収集・運搬車両の火災の未然防止を図ります。また、収集したごみの飛散・流出防止を徹底するとともに、法令を遵守した収集・運搬を行います。

f) 小規模事業者が排出するごみの収集方法の検討

小規模事業者が排出するごみの収集方法について、有料指定袋の導入を視野に入れた検討を進めます。

g) 一般廃棄物収集・運搬業の許可

事業系ごみの収集・運搬は、排出事業者自ら又は一般廃棄物収集・運搬許可業者が行います。

適正で安定した収集・運搬体制を維持するために、廃棄物処理法第7条第1項に基づく一般廃棄物(ごみ)の収集・運搬業の許可にあたっては、現行の許可業者に対して業務を適正に行うよう指導するとともに、新たな許可の可否は、ごみ排出量の推移、現行の許可業者の収集・運搬能力や業務実績等の状況を踏まえて判断します。

h) 一般廃棄物収集・運搬業許可業者に対する指導の強化と意見交換

一般廃棄物収集・運搬業許可業者の業務体制を確認するための立入調査を行い、適正な収集・運搬に関する指導を行います。

また、岩手・玉山環境組合の処理施設に搬入される廃棄物の内容検査を強化し、適正に業務を履行するよう、岩手・玉山環境組合と連携し状況に応じた指導を行います。

事業系ごみの適正処理にあたっては、収集・運搬業者と連携した排出事業者への助言・指導が不可欠であり、ごみの減量化・資源化の促進に向けて、収集・運搬業者の担う役割は非常に大きいものと言えます。

このことから、収集・運搬業者との意見交換会を実施し、各業者が抱える問題点等を整理するとともに、よりよい収集・運搬体制の確立に向けた協議を行います。

② 中間処理計画

本町から排出されるごみは岩手・玉山環境組合で中間処理を行っています。

組合及び構成市と連携し、施設の適正な維持管理と、適正処理の継続を図ります。

③ 最終処分計画

a) 最終処分場の適正な維持管理

本町から排出されるごみの最終処分は、岩手町廃棄物処分場での埋立処分により行っています。

ごみ減量等による埋立対象物の減量を図るとともに、埋立量の推移や残余容量の確保による施設の延命化を図り、施設の管理・運営に万全を期すとともに、放流水及び周辺環境への影響等の監視を徹底し、放流水や放射能等の測定結果を公表することにより地域住民の安心・安全の確保に努めます。

また、埋立量に応じた堰堤の整備や周辺地域住民等により構成する管理運営委員会を通じた情報交換等により適正な管理運営を図ります。

④ 災害時における廃棄物の処理

災害に伴い発生する廃棄物の処理体制や、一般廃棄物の収集・運搬が困難になった場合における体制の整備を図ります。

- ・ 災害廃棄物処理に関する計画の策定及び各施設における緊急時対応マニュアルの策定・運用
- ・ 災害廃棄物の一時集積場所、分別区分、搬入方法などの決定
- ・ 関係団体との協定による災害廃棄物処理に係る協力体制の構築

⑤ ごみ処理広域化

「岩手県ごみ処理広域化計画」において、本町を含む県中央部の 8 市町が県央ブロックとして位置付けられ、広域処理の推進が求められています。

平成 23 年 1 月に「県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会」を設立し、県央ブロック 8 市町の広域的なごみ処理のあり方の検討を始めており、事業組織や施設整備についての具体的な方向性を示す県央ブロックの広域化基本構想を平成 27 年 1 月に策定し、今後においてごみ処理広域化に向けた協議を計画的に進めます。

(5) 環境美化対策

① 不法投棄対策の強化

不法投棄の未然防止等を図るため、監視・情報収集を行うとともに、岩手県、県内市町村、警察の関係機関と連携を図り対策を強化します。

また、不法投棄防止に係る周知啓発やパトロールを継続し、各地域の自治振興会や住民、本町の関係課等と連携した不法投棄の早期発見、早期対応に努めます。

不法投棄常習箇所には、啓発看板を設置するなど未然防止を図ります。

不法投棄行為者が特定出来る場合は、警察に協力を求め、厳重な注意・指導を行うとともに、悪質と認められる案件については告発・摘発を行います。

② 環境美化の推進

地域環境の美化をさらに推進するため、ごみのポイ捨て防止キャンペーンの実施や河川・道路清掃運動を展開し地域清掃活動の支援を行います。

また、街路に「ポイ捨て禁止」、「犬の糞の持ち帰り」看板を設置し、環境美化に対する町民の意識の高揚を図ります。

第4章 生活排水処理基本計画

4-1 生活排水処理の現状

一般廃棄物（生活排水）処理基本計画は、盛岡北部行政事務組合(2市2町構成)において平成26年3月策定し、当組合において生活排水処理を行い、圏域内の衛生の管理、水環境の保全を担っております。

現計画は、平成26年度から平成35年度までの10年間を計画期間として、平成30年度を中間目標年度とし、5年後及び計画達成状況、処理施設の状況、広域化の進捗の状況等を考慮して必要に応じて盛岡北部行政事務組合において見直しが行われます。

(1) 生活排水処理系の現状

本町における生活排水処理の流れを図4-1に示します。

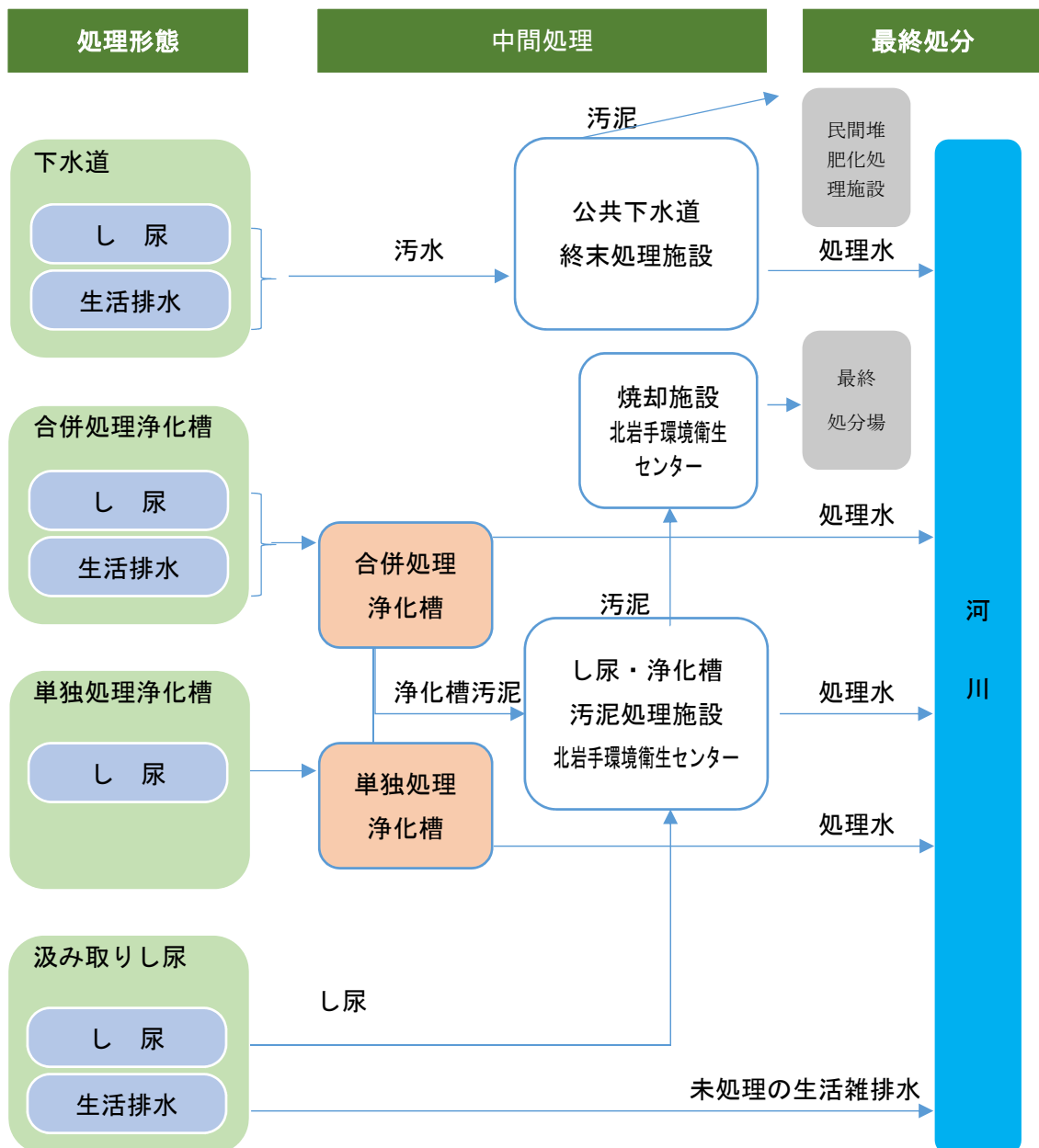


図4-1 生活排水の処理体系

(2) 生活排水処理形態別の人口の推移

本町における処理形態別人口の推移を表 4-1 及び図 4-2 に示します。

平成 27 年度の水洗化人口は 6,261 人となっており、区域内人口に占める水洗化人口の割合（水洗化率）は 44.1%となっています。

表 4-1 処理形態別人口の推移

(単位：人)

区 分		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
水洗化	公共下水道	2,353	2,466	2,581	2,747	2,927	3,092	3,310	3,493	
	農業集落排水	0	0	0	0	0	0	0	0	
	浄化槽	合併処理浄化槽	2,141	2,157	2,310	2,393	2,462	2,558	2,660	2,727
		単独処理浄化槽	35	44	47	47	45	45	41	41
	計	2,176	2,201	2,357	2,440	2,507	2,603	2,701	2,768	
小 計	4,529	4,667	4,938	5,187	5,434	5,695	6,011	6,261		
非水洗化	し尿汲み取り	11,439	11,044	10,524	9,993	9,595	9,099	8,469	7,929	
	自家処理	30	30	30	30	0	0	0	0	
	小 計	11,469	11,074	10,554	10,023	9,595	9,099	8,469	7,929	
合計(区域内人口)		15,998	15,741	15,492	15,210	15,029	14,794	14,480	14,190	
水洗化率		28.3%	29.6%	31.9%	34.1%	36.2%	38.5%	41.5%	44.1%	

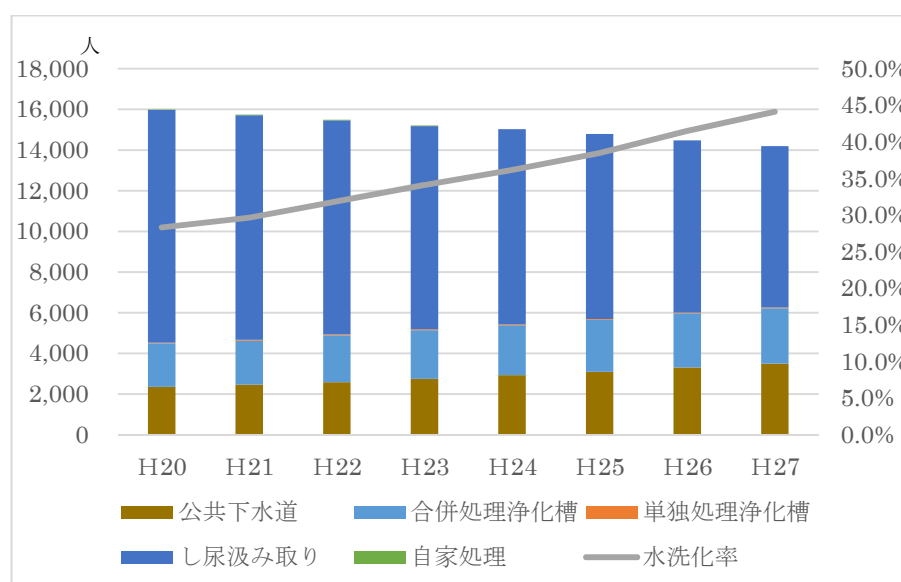


図 4-2 処理形態別人口の推移

(3) し尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移

本町のし尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移を表 4-2 及び図 4-3 に示します。

本町のし尿収集量及び浄化槽汚泥収集量は減少傾向にあり、平成 27 年度のし尿収集量は、6,354kL（平成 20 年度比 13%減）、浄化槽汚泥収集量は 947kL（平成 20 年度比 14%減）となっています。

表 4-2 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移

区 分		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
し尿	人口 (人)	11,439	11,044	10,524	9,993	9,595	9,099	8,469	7,929
	収集量 (KL/年)	7,328	7,281	7,235	7,001	6,899	6,810	6,600	6,354
	一人1日あたり (L/人日)	1.76	1.81	1.88	1.92	1.97	2.05	2.14	2.20
浄化槽汚泥	人口 (人)	2,176	2,201	2,357	2,440	2,507	2,603	2,701	2,768
	収集量 (KL/年)	1,107	1,051	862	871	905	866	968	947
	一人1日あたり (L/人日)	1.39	1.31	1.00	0.98	0.99	0.91	0.98	0.94
収 集 量 合 計 (KL/年)		8,435	8,332	8,097	7,872	7,804	7,676	7,568	7,301

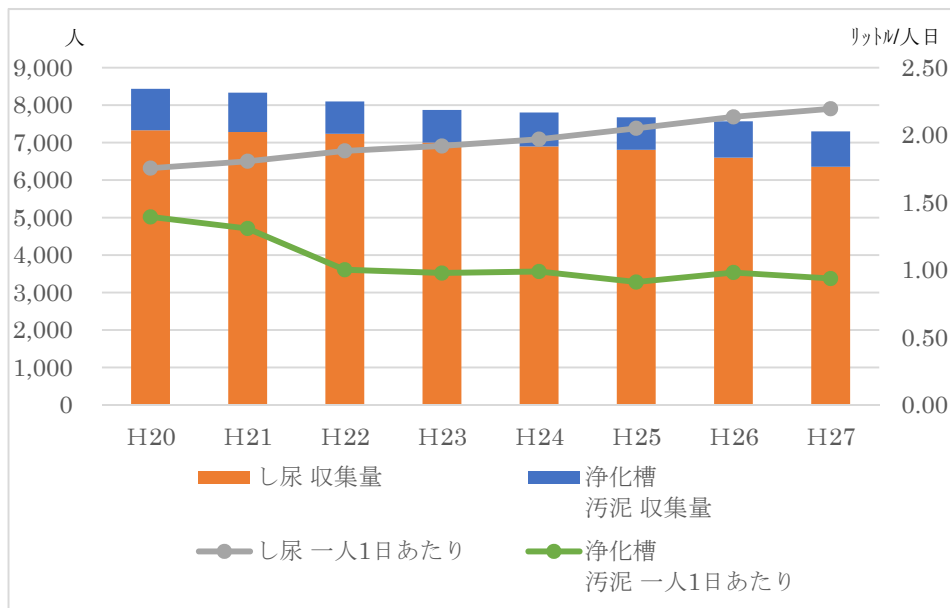


図 4-3 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移

(4) 生活排水の処理主体の現状

本町の生活排水の処理主体を表 4-3 に示します。

表 4-3 生活排水の処理主体

処理施設の種類・業務等	生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	岩手町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人及び岩手町戸別浄化槽
単独処理浄化槽	し尿	個人等
収集・運搬	し尿及び浄化槽汚泥	盛岡北部行政事務組合が委託する業者
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	盛岡北部行政事務組合

(5) 中間処理・最終処分の現状

し尿及び浄化槽汚泥処理施設の施設概要を表 4-4 に示します。

本町のし尿及び浄化槽汚泥の処理は、盛岡北部行政事務組合の北岩手環境衛生センターで行っています。

表 4-4 し尿及び浄化槽汚泥処理施設の概要

施設名称	北岩手環境衛生センター	
施設所管	盛岡北部行政事務組合（構成市町：八幡平市・盛岡市・葛巻町・岩手町）	
所在地	八幡平市舘第 27 地割 49 番地	
計画処理能力	145KL/日（し尿 100KL/日、浄化槽汚泥 45KL/日）	
処理方式	水処理	し尿：標準脱窒素処理 浄化槽汚泥：固液分離→標準脱窒素処理
	高度処理	凝集沈殿+オゾン酸化処理+砂ろ過
	沈殿処理	濃縮→脱水→焼却（固液分離汚泥は焼却のみ）
	脱臭処理	高濃度臭気：生物脱臭後中濃度臭気系へ 中濃度臭気：酸洗浄+アルカリ・次亜塩素素洗浄+活性炭吸着処理 低濃度臭気：酸洗浄+活性炭吸着処理
放流先	涼川	
し渣処分方法	焼却後、場外搬出埋立処理	
汚泥処分方法	焼却後、場外搬出埋立処理	
竣工年度	昭和 62 年度	標準脱窒素処理施設
	平成 9 年度	浄化槽汚泥専用施設、汚泥焼却施設
	平成 18 年度	汚泥脱水設備更新

4-2 生活排水処理の将来予測

(1) 処理形態別人口の将来予測

本町の生活排水処理形態別人口の将来予測を表4-5 及び図4-4 に示します。

本町において公共下水道や浄化槽にて水洗化を実施している人口の割合（水洗化率）は、本計画最終年度である平成35年度では、57.8%と予測されます。

※盛岡北部行政事務組合推計

表 4-5 処理形態別人口の将来予測

(単位：人)

区 分		H24	H25	H26	H27	H30	H35	
水洗化	公共下水道	2,927	3,092	3,310	3,493	5,011	5,011	
	農業集落排水	0	0	0	0	0	0	
	浄化槽	合併処理浄化槽	2,462	2,558	2,660	2,727	2,258	2,209
		単独処理浄化槽	45	45	41	41	35	29
		計	2,507	2,603	2,701	2,768	2,293	2,238
小 計	5,434	5,695	6,011	6,261	7,304	7,249		
非水洗化	し尿汲み取り	9,595	9,099	8,469	7,929	6,312	5,279	
	自家処理	0	0	0	0	22	7	
	小 計	9,595	9,099	8,469	7,929	6,334	5,286	
合計(区域内人口)		15,029	14,794	14,480	14,190	13,638	12,535	
水洗化率		36.2%	38.5%	41.5%	44.1%	53.6%	57.8%	

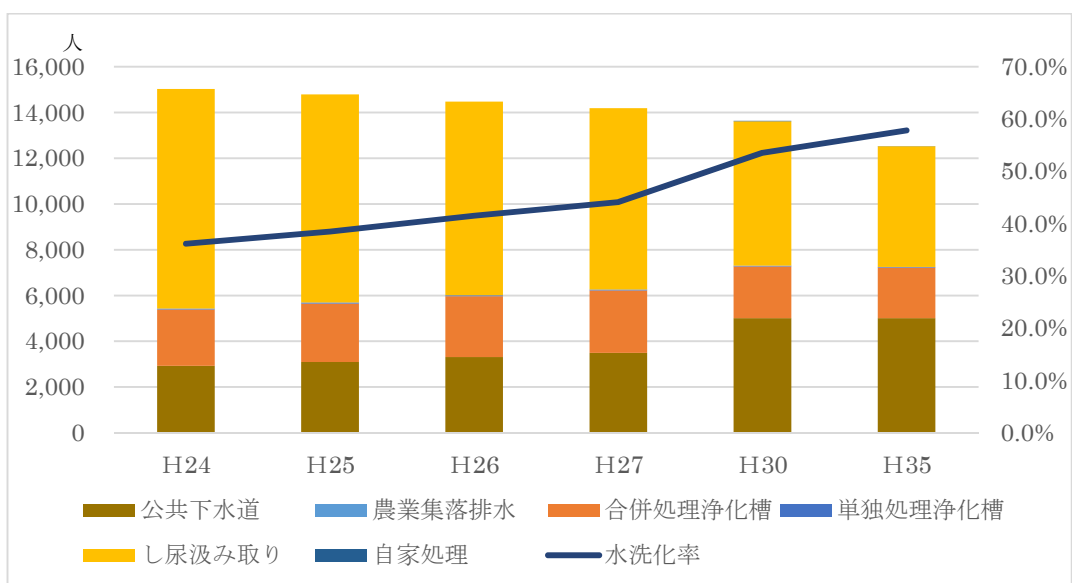


図 4-4 処理形態別人口の将来予測

(2) し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集量の将来予測を表4-6及び図4-5に示します。

し尿人口及び浄化槽人口の減少に伴い、し尿収集量及び浄化槽汚泥収集量ともに減少し、本計画最終年度である平成35年度では、し尿3,674kL、浄化槽汚泥813kLの合計で4,487kLと予測されます。

※盛岡北部行政事務組合推計

表 4-6 し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測

区 分		H24	H25	H26	H27	H30	H35	
し尿	人口	(人)	9,595	9,099	8,469	7,929	6,334	5,286
	収集量	(KL/年)	6,899	6,810	6,600	6,354	4,393	3,674
	一人1日あたり	(L/人日)	1.97	2.05	2.14	2.20	1.90	1.90
浄化槽 汚泥	人口	(人)	2,507	2,603	2,701	2,768	2,293	2,238
	収集量	(KL/年)	905	866	968	947	832	813
	一人1日あたり	(L/人日)	0.99	0.91	0.98	0.94	0.99	1.00
収 集 量 合 計		(KL/年)	7,804	7,676	7,568	7,301	5,225	4,487

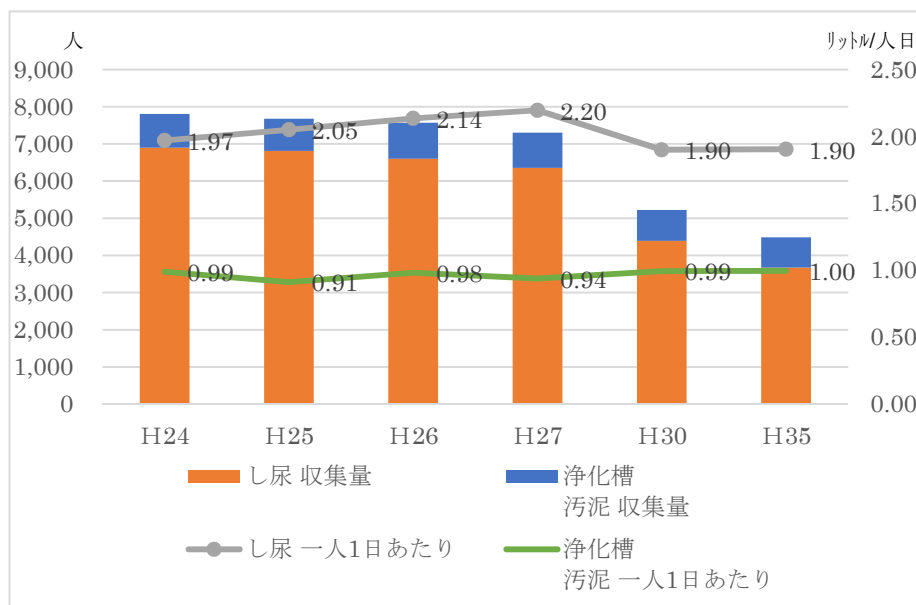


図 4-5 し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測

4-3 生活排水処理基本計画の基本方針

(1) 汚水処理計画

公共下水道処理区域内における下水道への未接続世帯に対し、早期接続を促していくとともに、公共下水道全体計画区域内における整備を計画的に推進していきます。

また、公共下水道全体計画区域外の世帯に対しては、生活排水の適正処理のため、浄化槽、戸別浄化槽事業及び合併処理浄化槽助成を推進します。

なお、推進にあたっては、ホームページ等を活用し、浄化槽の定期検査の実施等、適正な維持・管理を住民に求めると共に情報を提供していきます。

(2) 排出抑制計画

生活雑排水の未処理による公共用水域への放出を抑制し、生活排水未処理の世帯の削減に努めるため、本町の総合計画、下水道計画、戸別浄化槽事業及び合併処理浄化槽助成との整合性を図り、生活排水処理施設へ移行するよう促します。

(3) 収集運搬計画

生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥については、迅速かつ衛生的に収集・運搬を行うことはもとより、現有施設地への搬入状況を勘案し、より一層の収集体制の効率化・円滑化を図り、計画的な収集・運搬を行います。

(4) 中間処理・最終処分計画

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の中間処理は盛岡北部行政事務組合が行うこととなっていることから、本町は組合の構成市町と連携し、組合における施設の適正な維持管理と適正処理の継続を図ります。

中間処理に伴い発生するし渣焼却灰及び汚泥焼却灰の最終処分については、当該排出量に応じて、本町の一般廃棄物最終処分場において埋立処理を行います。

(5) その他

今後さらに減少が見込まれるし尿等の処理量と、各処理施設の老朽化の状況を踏まえ、これからの施設のあり方や新たな処理方法等について、盛岡北部行政事務組合とその構成市町及び「県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会」と協議を進めます。